

西東京市子どもの権利擁護委員
令和2（2020）年度活動報告



©シンエイ／西東京市

西東京市子ども相談室 ほっとルーム

愛称と由来

令和元（2019）年に子どもの権利擁護委員等が全市立中学校生徒会を訪問して西東京市子ども条例を説明し、「西東京市子どもの権利擁護委員」と「西東京市子ども相談室」の愛称募集をお願いしました。全生徒会からの応募で、各23案ずつが集まりました。

小学生を対象とした夏休みのワークショップでは、東京経済大学の学生に手伝ってもらいながら、参加者が愛称候補を3案ずつに絞り込みました。

その後、市内の小学校325クラスで投票が行われて愛称が決まりました。



西東京市子どもの権利擁護委員

「CPT」 children protect team

田無第一中学校生徒会



多くの人に参加してもらうために、生徒会だより号外を発行して、目安箱で募集しました。

「CPT」にしたのは、擁護委員が子どもの笑顔を守るためのチームとはっきり言うほうがわかりやすいと思ったからです。誰もが笑顔になる権利があると知ってもらいたいです。

選ばれて「やったー!」と思いました。相談室が、ひとりで悩まず相談できる場所になって、みんなの笑顔の輪が広がっていけばいいなと思います。



西東京市子ども相談室
「ほっとルーム」
青嵐中学校生徒会

全校生徒にプリントを配布して案を募集し、学級委員が選んだ案を生徒会で検討しました。よいものに丸をつけて、絞り込んでいきました。

自分たちの推していた愛称が、小学生にも支持されて決まったことは、ビックリしたけどとても嬉しいし、誇らしい気持ちです。

ほっとルームには、名前どおりにほっとできる相談室になってほしいし、広く知れ渡って、いろいろな人が気軽に相談して安心できる場所になってほしいです。

西東京市子どもの権利擁護委員
令和2（2020）年度活動報告



西東京市子ども相談室 ほっとルーム

はじめに

子どもの権利擁護委員（CPT） 代表 野村 武司



本活動報告書は、子どもの権利擁護委員（CPT）及び子ども相談室（ほっとルーム）の令和2（2020）年4月1日から1年間の活動報告です。子ども相談室は、西東京市子ども条例に基づいて、令和元（2019）年8月1日にスタートしました。したがって、2年目の活動報告ということになります。

さて、昨年から今年にかけては新型コロナウイルスに振り回された1年でした。しかも、まだ終わりが必ずしも見えていません。新型コロナウイルスの世界的流行の兆しが報じられ始めたのが2020年1月頃、その1月半ばには、日本での感染が報じられ、あっという間に、2月27日に、全国一斉の学校の休校要請。何の準備もないままに、子どもたちの日常が一変しました。

そのような中、新年度2020年度は、始まりました。最初は、この事態にとまどっている子どもたちの相談がきっとあるだろうと、その相談を待っていましたが、意外にも、それほど相談があったわけではありませんでした。他の自治体の相談機関も同じ傾向にあったようです。もっとも、新年度に入る前、要請が出てから実際の休校に入るまでのわずかな期間、比較的年齢の高い子どもからの相談が続けてあったところもあったようです。当初春休みが明けるまでとされたこうした措置は結局、4月7日の緊急事態宣言により継続され、5月25日まで続くことになりました。しかし、これが解除された後も、段階的な措置は続き、子どもの日常が戻ったわけではありませんでした。そうした中、6月以降、不安を語ってくれる子どもからのメール等の相談が急に増えました。

子どもたちは、自分で決めることのできない環境の中で、いろいろなことを余儀なくされている部分があります。そうした中で、緊急事態宣言の発令期間中も不安だっただろうけれども、これが解除されるのもまた不安だったのかもしれない。子どもにとっての非日常が、日常になってしまい、それが元に戻ろうとするとき、「それは良かったね」と考えがちですが、そうした変化自体が、子どもにとって不安となったのだと思います。授業ができなかったことによる学習の遅れは、子どもたちにとって大変なことですが、「子どものため」として、日常へ急ぐ動きが子どもたちに負担になっているということを身にしみて学びました。

前年度からの大きな変化は、子ども自身からの相談が増えたことです。メールという利用しやすい方法が使われるようになったということもありました。他方で、子どもに直接会って、その気持ちを直接聞くことも大切だと実感することも多いです。急がず、子どもが「話をしてもいい」と思えるような関係をつくって、子どもたちの声を直接受けとめられるよう、さらに努力を重ねていきたいと思っています。

目次

はじめに

子どもの権利擁護委員（CPT） 代表 野村 武司

第1	西東京市子どもの相談・救済機関の概要	
1	西東京市子ども条例	2
2	西東京市子どもの権利擁護委員（CPT）	4
3	西東京市子ども相談室 ほっとルーム	6
第2	相談・調整活動、調査活動の状況	
1	令和2（2020）年度の相談状況（統計）	8
2	事例報告（相談・調整活動の実際）	16
3	調査活動の状況	22
第3	広報・啓発活動の状況	
1	子どもへの広報・啓発	
1-1	CPTによる出張授業	
1-1-1	谷戸第二小学校6年生いじめ予防授業	24
1-1-2	保谷中学校（のびる学級）いじめ予防授業	25
1-1-3	明保中学校3年生人権教育授業	26
1-2	東京経済大学ゼミ生とのコラボ事業	
1-2-1	子ども条例副読本指導書	27
1-2-2	ほっとルーム通信 子ども条例特集号	28
2	おとなへの広報・啓発	30
3	広報・啓発グッズ	32
第4	その他の活動	
1	講師派遣や関係機関との連携	36
2	視察・研修	36
	一年を振り返って	38
	子どもの権利擁護委員（CPT） 井利 由利	
	子どもの権利擁護委員（CPT） 谷川由起子	
	参考資料	
	西東京市子ども条例	40
	西東京市子ども条例施行規則	46

活動報告内で使用されている略称の一覧

正式名称	使用略称・愛称
西東京市子ども条例	子ども条例
西東京市子ども条例施行規則	子ども条例施行規則
西東京市子どもの権利擁護委員	擁護委員・CPT
西東京市子ども相談室 ほっとルーム	子ども相談室・ほっとルーム
西東京市子どもの権利擁護相談・調査専門員	専門員

第1 西東京市子どもの相談・救済機関の概要

- 1 西東京市子ども条例
- 2 西東京市子どもの権利擁護委員（CPT）
- 3 西東京市子ども相談室 ほっとルーム

第1 西東京市子どもの相談・救済機関の概要

1 西東京市子ども条例

子ども条例は、「今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、まち全体で子どもの育ちを支えていくこと」を目的として平成30（2018）年9月19日制定、10月1日に施行しました。

子ども条例は、前文から始まり、第1章「総則」、第2章「子どもの生活の場における支援と支援者への支援」、第3章「子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進」、第4章「子どもの相談・救済」、第5章「子ども施策の推進と検証」、第6章「雑則」で構成される全27条です。その特徴は、次に示す（1）から（6）のとおりです。

（1）総合的な条例

- ア 考え方・理念、施策の原則、制度設置、子ども条例の実施・検証を総合的に規定
- イ 健康、医療、福祉、教育等子どもに関わる分野を総合的に考慮
- ウ 家庭、園、学校、地域等子どもが生活する場を総合的に考慮
- エ 子どもだけでなく、子どもに関わる人たちへの支援を含み総合的に規定

（2）相談・救済機関の設置

子ども固有の悩み事等について、子どもに寄り添い、一緒に考え、安心・解決できるような相談・救済機関をつくることを定めています。

（3）施策の原則を規定

子どもをめぐる今日的な問題（虐待、いじめ、子どもの貧困、子どもの居場所作り等）に取り組むこと等について施策の原則を定めています。

（4）子どもの育ちを支える関係者への支援を規定

子ども施策が推進されるためにも、保護者・家庭、育ち学ぶ施設やその関係者、地域・住民が役割を十分に果たせるよう支援を受けられることを定めています。

（5）まち全体で育ちを支える

市民をはじめ関係者の連携を強調し、まち全体で子どもの育ちを支えていくことを示しています。

（6）子どもたちにもわかりやすく

子どもが子ども条例に親しみを持てるよう、条文を「です・ます調」で記しています。

子ども条例制定に向けた検討から施行・子ども相談室開設まで

平成 28 (2016) 年の児童福祉法の改正により、子どもの権利擁護が児童福祉法の理念として明確化されたこととともに、西東京市長の条例制定に向けた明確な意思により、子ども条例策定に向けた検討を進めることとなりました。

年 度	月	活 動
平成 29 (2017) 年度	8月	(仮称) 子ども条例策定庁内検討委員会を設置
	8月下旬～	西東京市子ども子育て審議会に対し、(仮称) 子ども条例の策定について諮問。西東京市子ども子育て審議会は、(仮称) 子ども条例検討専門部会を設置。(仮称) 子ども条例検討専門部会は、翌年5月までに、様々な方法で子ども等への意見聴取を実施するなどし、11回の会議を開催。作成した報告書は、子ども条例の原型となった。
平成 30 (2018) 年度	6月	子ども条例要綱について、1か月間のパブリックコメントを実施。「(仮称) 西東京市子ども条例に盛り込む内容の市民説明会」を実施
	9月	西東京市議会第3回定例会に「西東京市子ども条例(案)」を上程。文教厚生委員会の審査を経て、本会議において全会一致で可決
	10月	「西東京市子ども条例」施行
	3月	子ども条例リーフレット発行
令和元 (2019) 年度	4月	西東京市子どもの権利擁護委員3人を委嘱
	5月	西東京市子ども条例逐条解説を作成
	8月	西東京市子ども相談室を開設
	9月	市内公立中学校9校の生徒会に愛称を募集し、小学生のワークショップを経て、市内公立小学校325クラスの投票により、「西東京市子どもの権利擁護委員」と「西東京市子ども相談室」の愛称を決定

2 西東京市子どもの権利擁護委員（CPT）

子ども条例では、いじめ、虐待、体罰など子どもの権利侵害に対して、相談を受け、救済につなげることを目的に、市長の附属機関として、擁護委員を設置しています。擁護委員の定数は3人以内です。擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。

また、市長は、擁護委員の職務を補佐するため、専門員を置きます。

擁護委員及び専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

擁護委員の職務は、次に示す（1）から（6）のとおりです。

- （1）子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。

擁護委員は、子どもから相談を受けた場合、必要な助言をするとともに、情報の提供などの支援を行います。

- （2）子どもの権利の侵害についての調査をすること。

必要があれば子どもをはじめ関係者から話を聴く等、事実を調査します。

- （3）子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。

権利侵害からの救済のため、関係者との調整や関係者への要請を行います。権利侵害を防ぐため、制度改善などの意見を伝えることもできます。

子どもは単なる救済対象ではなく、自分に関わる問題を解決していく主体として位置づけられ、最善の利益が確保できるよう支援されます。そのため、一方的な要請や意見提出で、権利侵害の相手方と子どもを対立させてしまつては、子どもの最善の利益にならない場合もあり、擁護委員の調整が重要になります。「要請」とは、市や市の機関には対応しなければならない「勧告」、市以外の機関には対応するよう努める「要請」の二つの意味があります。

- （4）子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

「意見を述べること」とは、市や市の機関には制度改善のための「提言」、市以外の機関には「意見表明」の二つの意味があります。

- （5）子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。

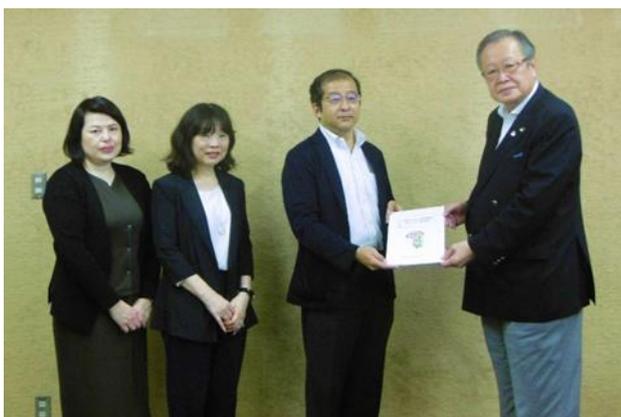
- （6）子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。

擁護委員が効果的に活動を進めるためには、市民の理解や他の相談・救済機関との連携が不可欠です。そのため、活動報告・公表や子どもの権利擁護について必要な理解を広めること、関係者との連携を進めることも職務として定めています。

保護者や育ち学ぶ施設の関係者等が対応に悩み、うまく解決することができずに子どもとの関係がこじれるようなとき、第三者の擁護委員が、調整役として、何が最善かを考え、子どもの権利侵害からの救済の方法を見つけていくことが大切になります。

○ 市長への活動内容の報告

子ども条例第23条第1項には、子どもの権利擁護委員から市長へ、毎年度の活動内容の報告することが定められています。令和2（2020）年7月7日に、令和元（2019）年度の活動内容を報告しました。



○ 擁護委員の会議

- | | |
|--------|---|
| 開催状況 | 12回（令和2（2020）年4月21日、5月26日、6月22日、7月18日、8月18日、9月15日、10月20日、11月24日、12月19日、令和3（2021）年1月23日、2月16日、3月16日） |
| 主な審議事項 | 機関紙第3号について、市長への報告について、活動報告反省について、子ども向けアンケートについて、市民講座について、令和3年度年間計画について、相談ケースの対応について、調査について |

3 西東京市子ども相談室 ほっとルーム

子ども条例施行規則では、子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、子ども相談室を設置することが定められています。相談窓口では、子どもからの相談に応じて助言や支援を行い、救済するための調査・調整や要請・意見表明を行います。子どもを救済するための要請等を行った後は、必要に応じて、引き続き見守りなどの支援をします。

子ども相談室は、次に示す（１）から（４）の点で既存の相談窓口とは異なります。

- (1) 子どもの意見を聴き、子どもに寄り添いながら相談を受け、問題を解決することを基本にしていること。
- (2) 特定の分野に限らない子どもの権利侵害全般を取り扱うこと。
- (3) 公的な第三者機関であること。
- (4) 関係機関との調整や関係機関への要請・意見表明が、条例に基づく権限として定められていること。



第2 相談・調整活動、調査活動の状況

- 1 令和2（2020）年度の相談状況（統計）
- 2 事例報告（相談・調整活動の実際）
- 3 調査活動の状況

第2 相談・調整活動、調査活動の状況

1 令和2（2020）年度の相談状況（統計）

以下の図表の構成比（％）は小数点以下第1位を四捨五入しています。そのため、合計が100％とならない場合があります。

（1）相談の状況（表1）

当年度新規相談は51件で、新規申立て¹はありませんでした。これに昨年度から継続している相談18件を合わせると、当年度全相談件数は69件となります。昨年度はほっとルーム開室の8月から3月までの8か月間で、新規相談34件でしたので、横ばいの件数となりました。

当年度新規相談（51件）に対する対応が489回、これに昨年度からの継続相談（18件）に対する対応の75回を併せて、当年度全対応回数は564回（47回/月）です。昨年度8か月間の全対応回数は295回（37回/月）でしたので、ひと月あたりの対応回数が27%増加しています。

なお、ここにいる「相談件数」は相談者の実数を基本としており、「対応回数」はほっとルームが相談者や関係機関等に対して行った対応の延べ回数を基本としています。

表1 相談件数・対応回数

全相談件数			69 件	100%	→	全対応回数			564 回	100%
内訳	当年度新規相談件数 (当年度新規申立てはなし)	51 件	74%	→	内訳	当年度新規相談対応回数	489 回	87%		
	昨年度継続相談件数 (昨年度申立て1件含む)	18 件	26%	→		昨年度継続相談対応回数	75 回	13%		

（2）終結・継続（図1）

昨年度からの継続相談18件のうち16件が当年度で終結となり、2件が翌年度へ継続となります。当年度の新規相談51件のうち、10件が当年度で終結となり、41件が翌年度へ継続となります。

次年度へ継続する件数は43件になりました。

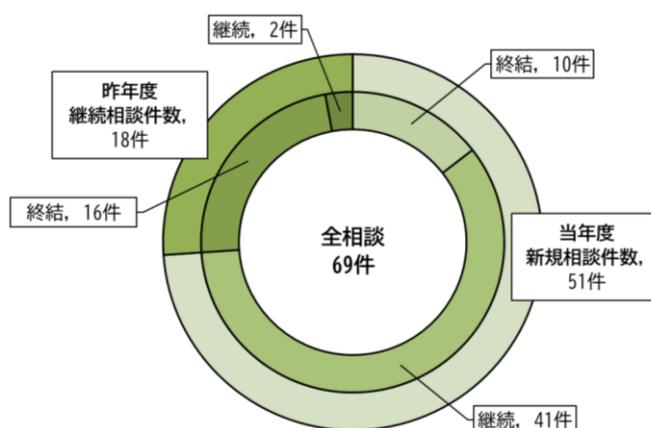


図1 相談の終結・継続件数

¹ 「申立て」とは、西東京市子ども条例施行規則第5条第1項に基づく「救済の申立て」を受けた相談のことです。

(3) 月別・曜日別・時間帯別 (図2～4)

当年度の新規相談 (51 件) 及び全対応 (564 回) を、月別・曜日別・時間帯別に見ると以下のとおりでした。

ア 月別 (図2)

当年度、新規相談が多かったのは夏休み前後及び年度末の6・9・3月でした。昨年度、新規相談が多かったのは11月と1月でした (ほっとルームは昨年度8月に開室)。

当年度、対応が多かったのは10月と12月です。子どもへの対応が多かったのは、6月から8月と12月でした。

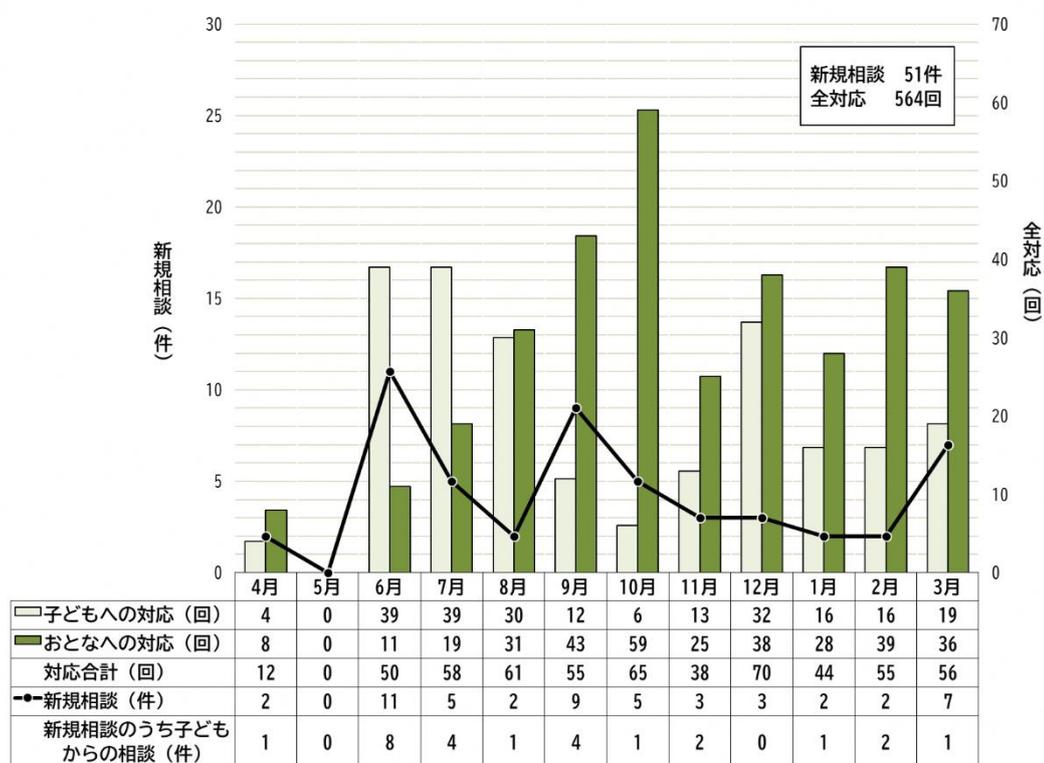
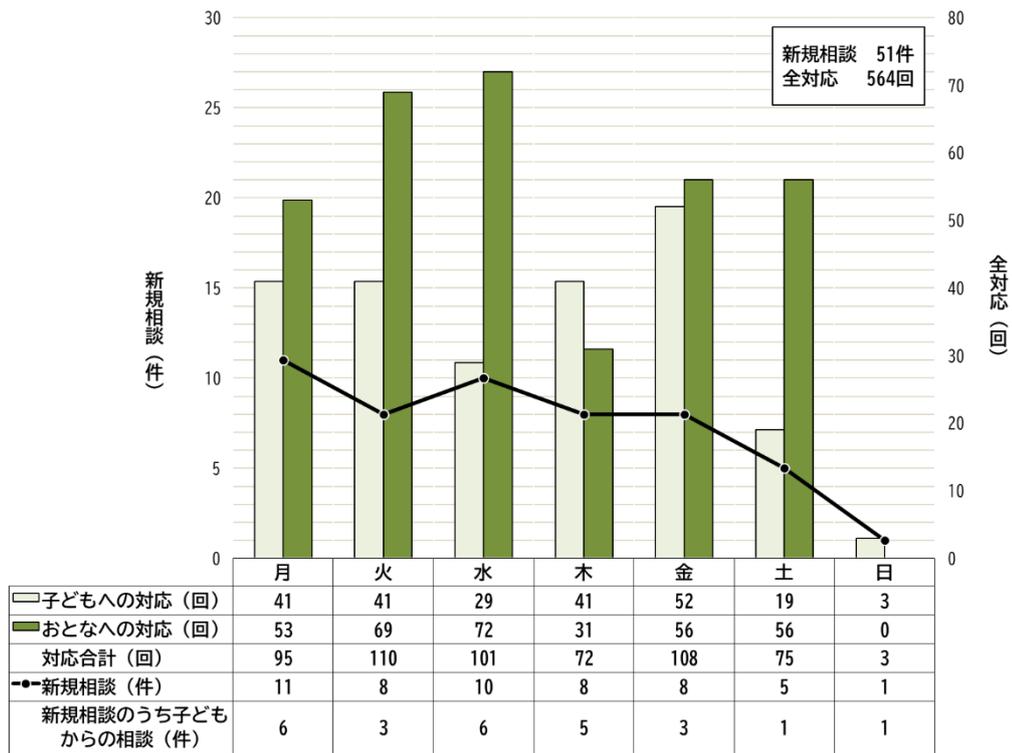


図2 月別 (新規相談件数・対応回数)

イ 曜日別（図3）

当年度、新規相談の多かった曜日は月曜日と水曜日でした。昨年度に引き続き月曜日に新規相談が多い傾向にあるようです。子どもからの新規相談は月曜日のほかに水曜日にも多かったです。

対応は火曜日と金曜日が比較的多かったものの、目立った偏りはありませんでした。他方で、子どもへの対応回数は、他の曜日と比較して土曜日と水曜日に減少する傾向にあるようです。日曜日の対応回数が極端に少なくなっていますが、日曜日は閉室日であり、当年度は相談メールの受信のみの回数となります。



注) 日曜日は閉室しており、新規相談及び対応は相談メールの受信のみです。

図3 曜日別（新規相談件数・対応回数）

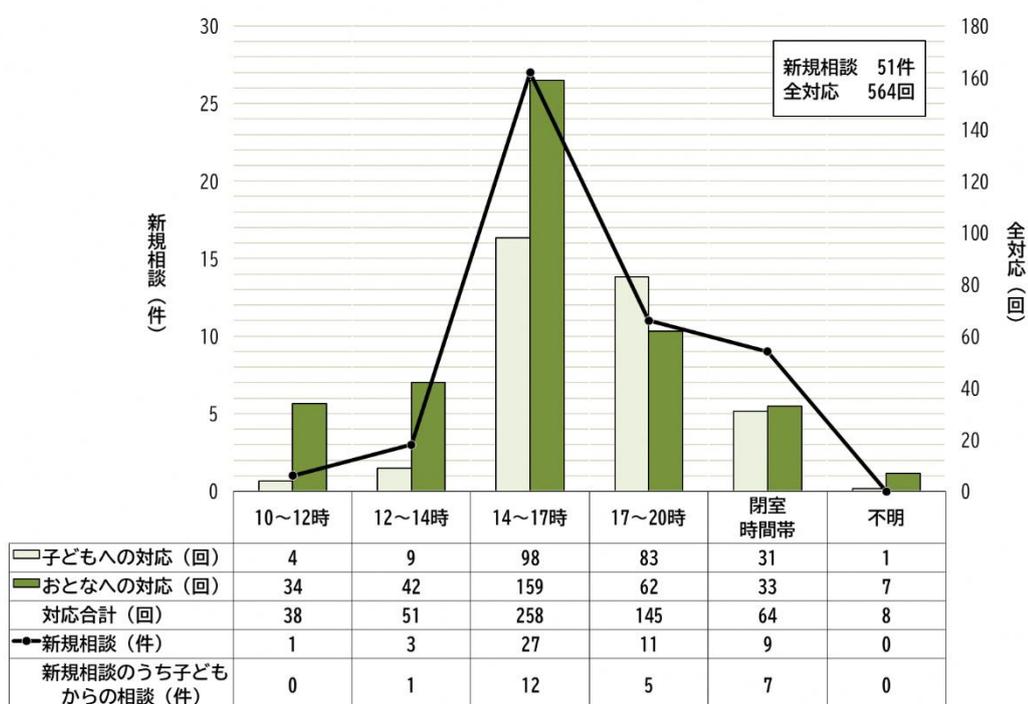
ウ 時間帯別（図4）

ほっとルームは平日及び土曜日に開室しています。平日（月曜日から金曜日）は14時から20時に、土曜日は10時から16時に相談を受け付けています。

当年度、新規相談の多かった時間帯は、「14～17時」でした（27件/51件中）。子どもからの新規相談も「14～17時」に多く見られました（12件/25件中）。この傾向は昨年度から変わっていません。

昨年度と比較した当年度の特徴として、閉室時間帯にメール相談フォームから寄せられた新規相談（9件）が比較的大きな割合を占めている点が挙げられます。

当年度、対応の多かった時間帯は「14～17時」に次いで「17～20時」でした。この傾向は昨年度から変わっていません。

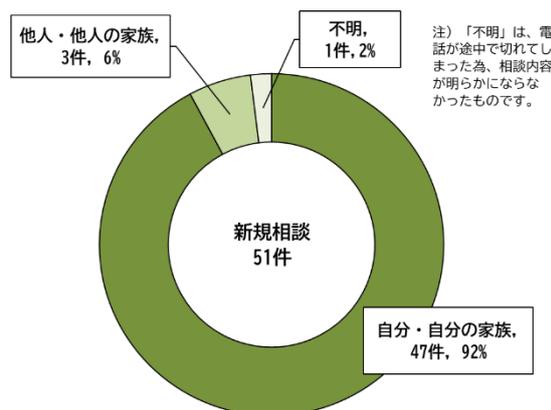


注）午前中～14時の相談対応は、原則として土曜日のみ。

図4 時間帯別（新規相談件数・対応回数）

(4) 相談内容

当年度の新規相談（51件）を、相談内容別に見ると以下のとおりでした。「大分類」では、相談内容を相談者との関係から「自分・自分の家族」に関する相談と「他人・他人の家族」に関する相談とに分けています（図5-1）。「小分類」では、相談をその内容（表2）で分類して集計しています（図5-2）。



注）「不明」は、電話が途中で切れてしまった為、相談内容が明らかにならなかったものです。

ア 大分類（図5-1）

新規相談のうち92%が「自分・自分の家族」に関する相談でした。「他人・他人の家族」に関する相談は、子どもを支援する関係機関の方からの相談でした。

イ 小分類（表2、図5-2）

子どもからの相談が多かったのは、「交友関係（いじめを含む）」と「家庭・家族（虐待を含む）」に関する相談でした。昨年度と比較すると「家庭・家族（虐待を含む）」に関する相談がやや増加しています。

他方、おとなからの相談が多かったのは「子育て」と「学校の対応」に関する相談でした。昨年度と比較すると「学校の対応」に関する相談がやや増加しています。

図5-1 大分類（新規相談件数）

表2 小分類

1	健康
2	性格・行動
3	性
4	差別
5	家庭・家族（虐待を含む）
6	子育て
7	交友関係（いじめを含む）
8	不登校
9	学習・進路
10	学校の対応
11	学校を除くの子育て施設への対応
12	行政機関への対応
13	労働
14	ネット・トラブル
15	その他
	不明

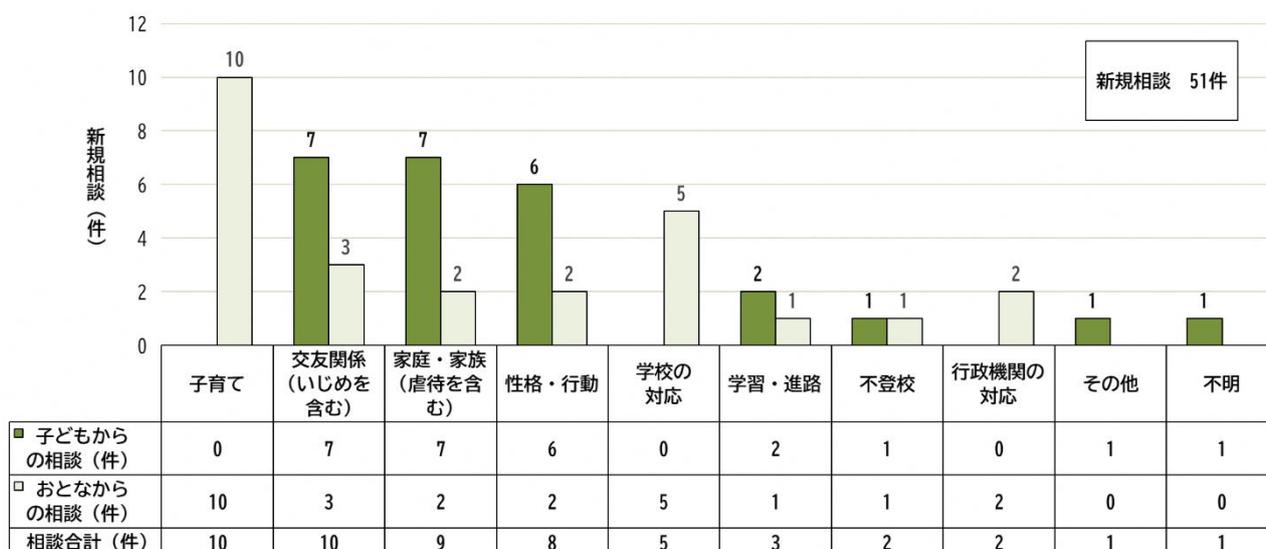


図5-2 小分類（新規相談件数）

(5) 初回相談者及び対象者の属性

当年度の新規相談（51件）を、初回相談者の属性、初回相談者である子どもの性別や所属別に見ると以下のとおりでした。なお、ここにいう「対象者」とは、相談の中で権利侵害を疑われる子どものことです。

ア 初回相談者の属性（図6）

当年度は子どもからの相談が25件、おとなからの相談が26件でした。昨年度よりも子どもからの相談が増加しています（昨年度39%→49%）。

子どもからの相談はほぼすべて本人からでした。おとなからの相談はほとんどが母親からでした。おとなからの相談について昨年度と比較すると、母親からの相談割合が増加（昨年度50%→88%）した一方で、父親（昨年度15%→0%）や関係機関（昨年度15%→8%）からの相談が減少しています。

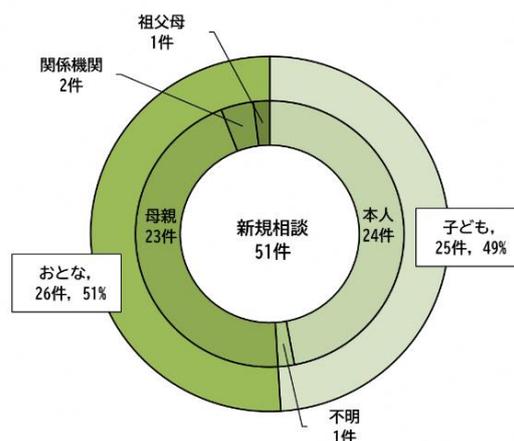


図6 初回相談者の属性(新規相談件数)

イ 初回相談者（子ども）の性別及び所属（図7-1・2）

子どもからの相談は女性の割合が高い傾向にあります。この傾向は昨年度から変わっていません。昨年度と比較した当年度の特徴は、中学生（昨年度8%→36%）・高校生（昨年度8%→24%）からの相談が大きく増加したことです。

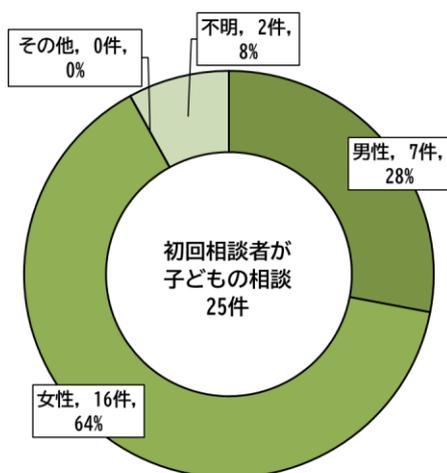


図7-1 初回相談者（子ども）の性別(新規相談件数)

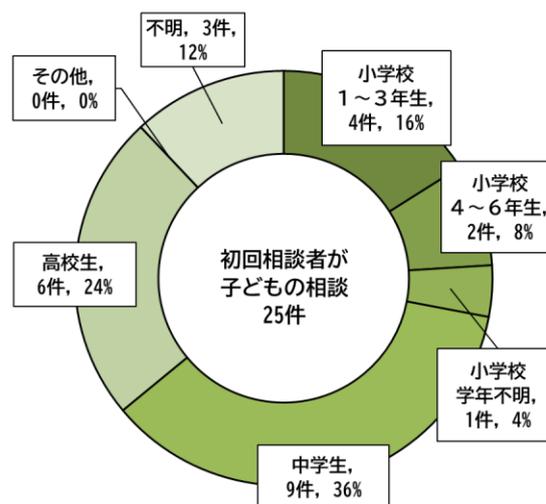


図7-2 初回相談者（子ども）の所属(新規相談件数)

ウ 対象者の性別及び所属（図8-1・2）

女性を対象者とする相談が半数以上でした。この傾向は昨年度から変わっていません。昨年度と比較した当年度の特徴は、就学前の子ども（昨年度0%→16%）・中学生（昨年度15%→25%）・高校生（昨年度6%→16%）を対象者とする相談が増加したことです。

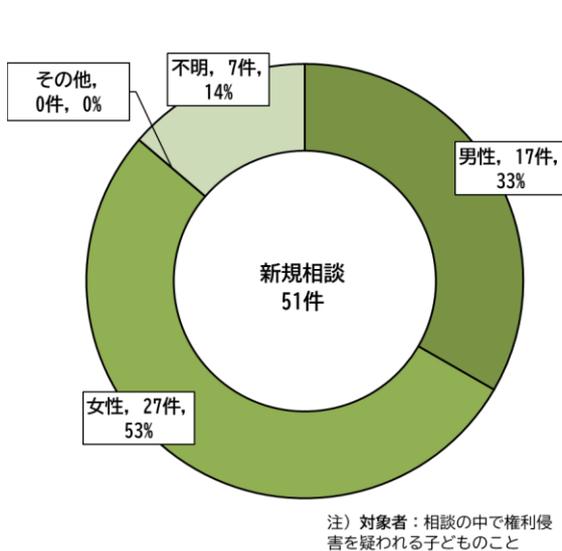


図8-1 対象者の性別（新規相談件数）

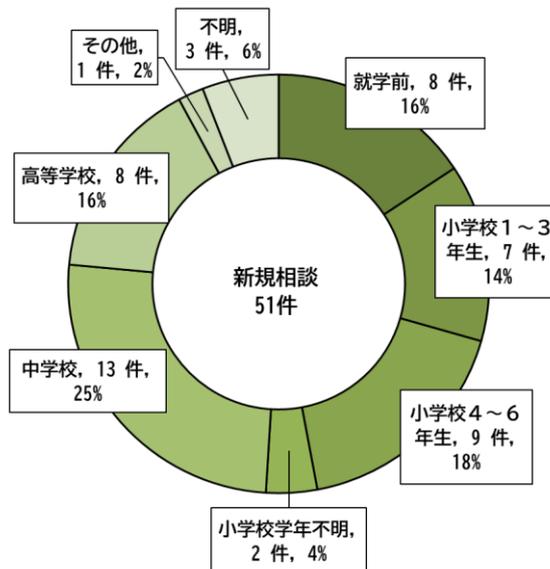


図8-2 対象者の所属（新規相談件数）

（6）相談経路（場所・媒体・方法）

どこで相談室を知ったか（場所）、何によって相談室を知ったか（媒体）、初回相談に何を使ったか（方法）を集計すると以下のとおりでした。

ア どこで相談室を知ったか

（場所：図9-1）

昨年度と比較すると、どこで相談室を知ったかを確認できていないため「不明」となっている件数が多くなっています。理由は、相談の際にはできる限り相談者の話の流れを遮らないようにしており、相談経路を確認していないことにあります。

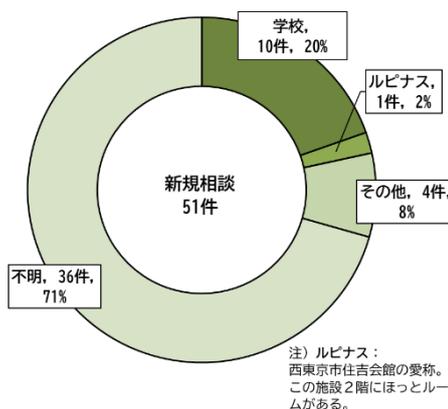


図9-1 どこで相談室を知ったか（場所）

イ 何によって相談室を知ったか
(媒体：図9-2)

昨年度と比較すると、相談PRカードや機関紙で相談室を知った方の割合が増加しています。

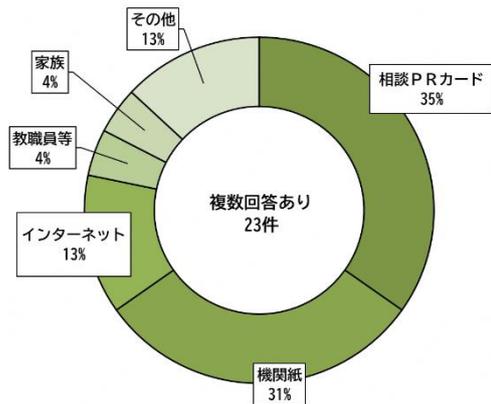


図9-2 何によって相談室を知ったか (媒体)

ウ 初回相談に何を使ったか (方法：図9-3・4)

ほっとルームへの相談方法は、「電話」「面談」「ほっとルーム相談受付フォーム(メール)」「手紙」「ファックス」があります。昨年度と比較して面談以外の相談方法の割合が大きく増加しました。理由として、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言等の影響が考えられます。

子どもからはインターネット(ほっとルーム相談受付フォーム)を通じたメールによる相談が大きく増加しています(昨年度1件8%→12件48%)。電話による初回相談も増加しています(昨年度3件23%→11件44%)。他方で、面談による初回相談は大きく減少しています(昨年度9件69%→2件8%)。

おとなからの相談では、電話による初回相談が増加し(昨年度9件45%→24件92%)、面談による初回相談が大きく減少しました(昨年度10件50%→2件8%)。

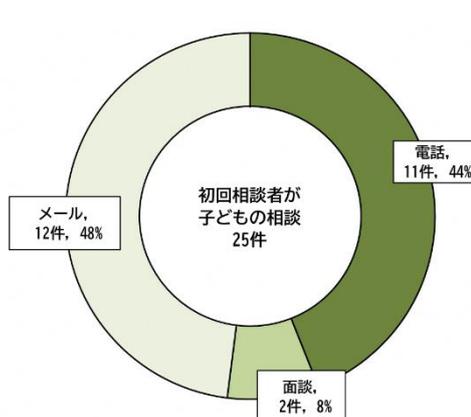


図9-3 初回相談に何を使ったか(方法) - 子ども

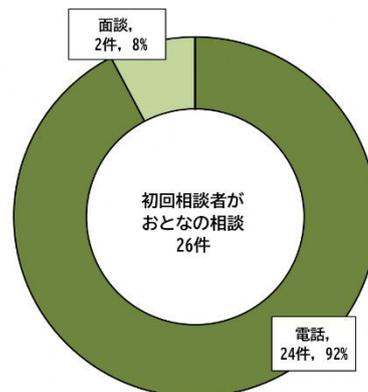


図9-4 初回相談に何を使ったか(方法) - おとな

2 事例報告（相談・調整活動の実際）

「子どもの最善の利益」の視点から、令和2（2020）年度に対応した事例を整理し、紹介します。プライバシー保護のため、複数の事例を組み合わせ、内容を一部変更して作成した架空の事例です。

事例1 電話相談における主訴が変わりながらも関わりをつなげてきたケース

① 新型コロナウイルス感染症緊急事態の状況の中で出てきた相談事例

小学3年生のAさんから、「学校で咳をすると、周りの子が私のことを見るので、ドキドキして不安になり学校に行くのにどうしようと困っています。家でも今、咳がいっぱい出てきたので、どうしたらいいかと思って電話しました」と電話がありました。〈コロナ禍で咳をするとみんなに見られて、ドキドキして不安になるんですね。それはそうなるよね。誰でもそう思うよ。自然なことだよね〉と不安な気持ちをしっかり受け止めていきました。ゆっくりお話を聞いていくと喘息の持病があるらしいことが分かりました。本が好きだというお話になり、読んで楽しいなと思った本があるかと聞いてみると、「ある」と元気よく、その本の話をしてくれ、声が明るくなり落ち着いてきたところで、電話を終わりました。1か月ほどしてまた、電話がありました。お母様が、前回電話をしたら本人が楽になったようだったので、電話を勧めたとのことでした。その内容は「やっぱり咳がいっぱい出てしまって、学校にも行けなくなってしまっている」というものでした。お母様は、子どもが今、学校へ行けていないので、ほっとルームが子どもにとって安心できる居場所になればいい、との考えもあり、電話をすることを勧めたとお話しくださいました。電話口でのお子さんの声はいつも、沈んだ感じはなく、はっきりと自分の言葉で自分の気持ちをお話してくれました。お母様は、喘息のお医者さんは学校へ行っても大丈夫と言ってくださっているが、無理にでも行かせたほうがいいのか、それはしないほうがいいのか悩んでいるとのことでした。ご本人に聞くと「本当は学校へ行きたい」と思っていて、ご本人なりに、自分の現状に向き合っていると感じられました。専門員が、ご本人の言葉ではまだ語られていない気持ちや、やってみたいことを、言葉を選びながら代弁し、話をすすめていくと、「あっ、それならできるかもしれない」とご自身で解決の方向に気持ちを向けていく様子がありました。できるといったことをやってみて、でもできないかもしれないという不安を受け止め、〈またお電話待っていますね〉と電話を終わりました。

【この事例を振り返って】

コロナ禍において、うつす、うつされるといふ恐怖心が子どもたちの間にも広がっています。一人ひとりの感覚の違いの温度差はありますが、その個人差を認め、肯定していくことが大切と感じました。コロナ禍における様々なストレスにより、不登校になる子どもたちが一定数いると聞きます。このケースでは、初回相談で楽になれた経験から相談が継続し、不登校の話が時間をおいて出てきました。このようにおそらくは抱えていたであろう本質的な事柄が相談を継続していく中で話されることが多くあります。まずは、なんでも、どんなことでも相談できるという相談の入り口を作ることに専門員は力を入れています。

② その時々で違う困りごとの相談を電話してくる事例

Bさん(年齢は伏せてあります)は、「クラスメイトが、急に学校に来なくなってしまって、とても心配している。どうしたらいいですか」と電話をくれました。

友だちが学校に来なくて、Bさんは悲しくなってしまう、何かの事件に巻き込まれたのではないかと、とても心配していました。ご本人の承諾なしに関係機関につなぐことも考えましたが、まずは、Bさんの悲しみや戸惑いを受け止め、その後の学校の様子や情報がわかったら電話をもらうことを約束して電話を終えました。擁護委員とも、万が一を想定して連絡を取り合っただけで検討し、Bさんがとても心配になって電話してきたのだろうということで落ち着きました。その後、Bさんから電話があり、友だちが無事に学校に来ていたとの連絡をもらいました。

それから数か月後、今度は兄弟とのトラブルで困っている、と電話がありました。じっくり話を聞いていくうちに、トラブルの原因は自分にもあったと気がつき、「話をして落ち着いた」と言ってくれました。また、そう間をあげずに、再度の電話では、「クラスメイトが自分のことを信じてくれない」という相談でした。やはりその時も、本人の話をじっくり聞いて、専門員から〈私は、あなたを信じているよ〉と伝えたことで、声明るくなり、「考えがあるんだ」とこれから自分が取り組みたいことを話してくれました。しばらくその夢を聞いてから、〈今の気分はどうですか?〉と尋ねると「うん、もう大丈夫。落ち着いた」という言葉が聞かれたので、〈じゃ、また、何かあったらいつでも電話してね〉と伝えて電話を切りました。

【この事例を振り返って】

年齢にしては幼さの残るBさんは、その時その時に困った、どうしよう?という困りごとを電話してくれ、落ち着くことができていました。周りの人に訴えているのですが、なかなか取り合ってもらえない様子が伺えました。本人にとっては重要で大変なことでも、おとなにとっては些細なことしか思えず、聞き流してしまうことがあります。

子どもたちが自分で問題を解決できるように成長するためには、自分の弱さや困りごとを人に話して聞いてもらう過程が必要です。そうすると不思議なことに弱さは強さになり自分で解決できるようになります。Bさんの人権と成長を守ることの一助になればと思います。

③ 抛り所のなさを抱える中学生の事例～様々な主訴を訴えながら～

中学1年生のCさんは、兄弟が暴力をふるってくるので、どうしたらいいか、と一人で来所されました。ほぼ1年間継続して電話、メール、来所の相談をしています。相談の内容が、初回の兄弟のことから、学校のこと、家庭のこと、友だちのこと、と主訴が変わることが特徴でした。日々の生活の中の、様々な悩みが語られました。半年過ぎたころから、お母さんに自分の気持ちを専門員から伝えてほしいなどの要望が出るようになりました。自分の思っていることをうまく伝えられない気持ちの奥には、Cさんはまだ自分の気持ちを語ってくれていませんが、おそらく大切な人を1年前に亡くした悲しみや怒り、それによるご本人の抛り所のなさ、不安感があり、Cさんのいる世界は不安に満ちた世界であるように思われました。思春期に、二次性徴による不安や、自意識が過剰となり自己像が揺らいでしまうことはだれにでも起こりますが、特に大きなショックを受ける出来事が

あった場合の本人の心の危機は、なかなか周りに気付かれず、また周りの人もどう対応すればいいのか戸惑うことも多いです。

徐々にCさんは、「自分の思っていることを、担任の先生や友だちに伝えないとダメだと思う」と考えるようになりました。そのことを誰かに聞いて欲しかった、そして、自分の考えを後押ししてほしい、ということが感じられました。

【この事例を振り返って】

「自分のなかなか言葉にならない気持ちを話す」ということは、とても勇気のいることですし、本人の中で時間をかけて心が醸成されてきたときに訪れる、話すタイミングがあります。ほっとルームは、誰かに聞いてもらいたい、という気持ちを受け止め、聞き続ける場でありたいと思います。今後、Cさんの精神的な危機状況によっては、医療機関や教育相談センターと連携していくことも必要になると考えています。他機関につながり場合であっても、今、このつながりを大切に、つながり続けることがほっとルームの役割の一つであると思います。

【継続相談の対応と方法】

本報告では、継続相談のなか、様々に変化する主訴にその都度対応した事例を提示しました。事例を通して、継続相談の意義と対応についてまとめます。

相談利用者は、1回の相談では、なかなか言いたいことがまとまらず、特に子どもの場合は、本当に言いたいことや困っていることが、自分自身でもわからないことが多くあります。

Aさんは、コロナ禍における咳のことで相談してきました。Aさんが不登校になった時に、保護者が、今一度ほっとルームを思い出してくれて、つながることができました。本人が電話してみようかと思ってくれるほっとルームにするにはどうしたらいいのか？初回相談の大切さをロールプレイなどを繰り返しながら、学ぶことができました。

また、子どもたちに向けて、ほっとルームは、「相談」というよりも「…なんかもやもやする…なんか変だ…うまくいかない…」というように相談する内容や言葉が分からなくても大丈夫、なんでも聞いてくれる場所」と広報活動を行ってきました。

BさんやCさんの事例にあるように、日常的な悩みや困りごとの背景に大きなストレスと本人の疲弊した心の状態があります。本人がよりよく生きることができるよう、疲弊した心が回復し、成長するためには、相談を継続しながら、無理に引っ張ることなく見守ることが必要です。支援する側が、本人を問題を抱える人と見て、解決に向けて焦ってしまうと、かえって問題を大きくし、本人ではなく、こちらの意図する解決へと導いてしまうことがあります。それは、その人固有の個性を生かした成長を摘み取ってしまう可能性があります。子どもには、成長していく権利とそのことが守られる権利があります。その権利を守るには、おとなや周りの人が本人にきちんと向き合って真摯に話を聴かなければなりません。そのことを今一度私たちおとなはもっと意識し、実行するべきだと考えます。

事例2 子どもからの相談で、本人と学校・家族の関係を調整したケース

〈主な登場人物〉

- ・ Dさん：最初に相談してきた方
- ・ Dさんの母親：途中から相談してきた方
- ・ 担任：Dさんの担任教諭
- ・ 学年主任：Dさんが所属する学年の主任教諭
- ・ 専門員：Dさんの面談を担当
- ・ 母担専門員：母親の面談を担当
- ・ 擁護委員：本事例を総合的に担当

【初回相談内容】

高校に通うDさんは、平日の夕方にほっとルームに来室しました。専門員がほっとルームの前にいるのに気付き声をかけると、「話したいことがある」とのことだったので、面談する部屋に行くことにしました。この際、専門員は声をかけた時と部屋に入った時のDさんを見て、暗い表情と緊張している様子が気になりました。

部屋に入って座った後、専門員はDさんの緊張している様子を見て、最初から相談内容に入るのではなく雑談をしようと思い、学校のこと、家族のこと、好きなもののこと、などの話を振りました。このような雑談をしていると、次第に表情が和らぎ、緊張感が取れてきたように感じたので、〈今日はどんなことを話そうと思ってきたのかな〉と聞いてみると、Dさんは少し迷いつつ「今日、家に帰りたくないと思っていて…」と話し始めました。雑談をしていた時の高校生らしい楽しそうな声とは違い、低いトーンで涙ぐみながらどうして家に帰りたくないと思ったのかを少しずつ話してくれました。話を聞いた専門員は、Dさんが今まで家族のために我慢してきたこと、それはDさんなりに家族を守ろうとしたことだということ、でももう限界になってしまったこと、そして何よりとてもつらい思いをしてきたのだと感じました。そのため、Dさんの気持ちに寄り添いながら、今まで話すことができなかったDさんの思いや考えていたことを聞いていき、一緒に考えたり整理したりしていきました。

そうしていくと、Dさんは「今日は家に帰ろうかな」とつぶやきました。これを聞いた専門員はその声の小ささから不安に思ったので、どうして帰ろうと思ったのかを聞いてみました。すると、話している中で少し整理がついて、今までと違う見方を知ることができたからということと、もう少し頑張ってみたいと思えたからと話してくれました。この話をしている様子と内容を踏まえて、専門員はDさんの意思を尊重することにしました。

しかし、Dさんの抱える課題は解決していないので、これからどうしていいかと思っているのかをDさんに聞いてみると、「どうにかしたいとは思うけど、どうしたらいいのかわからない」ということでした。これを受けて、専門員は少し考えてから〈Dさんが希望するなら、ほっとルームでもどうすることが可能なのか検討してみたい〉と聞いています。それと、また来て状況を報告してもらいながら、これからどうしていくとDさんが安心して過ごせるかを一緒に考えていくことがいいかなと思ったけれど、〈どうかな〉と擁護委員の説明もしつつ提案しました。これにDさんはほっとルームでも検討してほしいということと、これからも相談したいという返事をしました。そのため、次回の面談の日程を決め、それまでの間にもつらいことがあったら電話してもらえれば話を聞くことができると伝えて、この日の相談は終了しました。

【相談の経過】

2回目の面談日、Dさんは緊張した様子もなく来室しました。雑談をしつつ、最近の家族の状況を聞いてみると、あまり変化していないとのことでした。その後も家族のを中心に話を聞いていましたが、途中から学校のこと話題になりました。どういうことで悩んでいるかを聞いてみると、学校に行きたい気持ちはあるが体調を崩してしまうため、遅刻や早退・欠席をしてしまうとDさんは答えました。病院で診てもらったが原因は分からなかったとも話したので、専門員は〈学校で悩んでいた、つらかったりするものはある？〉と問かけると、Dさんは思い当たるところはないと言いつつも、「そういえば部活の先生が厳しい」ということを話し始めました。Dさんの“頑張っているのにうまくできない”という気持ちに寄り添いつつ聞いていると、以前担任の先生（以下「担任」といいます。）に話したが状況は変わらなかったというエピソードも出てきました。

その後、数回の面談にわたって学校のことが話されたので、どうにかしようという頑張りが限界を超えてしまったため身体症状が出ているのではないかと専門員はDさんに伝え、ほっとルームから学校に連絡を取って、Dさんの気持ちを伝えて話し合ってみるのはどうだろうか、と提案しました。Dさんはおおごとになってしまうことを心配して「しなくていい」と返答したので、〈もししてほしいと思った時が来たらその時に言ってもらえたら〉と伝えました。少しして、Dさんから学校に話しに行してほしいと話されたので、専門員はどのようなことを伝えるかについてDさんと一緒に整理しました。そして、擁護委員に今までの経緯を説明しつつ、学校との面談の場を設け同行させてほしいと依頼しました。これを受けた擁護委員は了解し、学校に連絡して面談日を設定しました。

学校との面談には、Dさんの担任と学年主任の先生が出席しました。擁護委員と専門員は今回面談を設けた経緯を説明し、学校側の意見を聞きました。そして、先生方の話を聞いて受け止めつつ、Dさんの代弁者として今後どのように対応していくかの方針を話し合いました。数日後、Dさんに学校と話し合ったことを伝えると、担任からも聞いたとのことで「頑張れるかもしれない」と前向きな発言がありました。次第に、学校で過ごしやすくなってきたことや体調不良が少なくなってきたことが話されるようになり、担任に家族のことを少しずつ相談できるようになってきたという報告がありました。

この頃、母親より学校での様子はどうかと担任に相談がありました。担任は別日に面談を設けて話を聞きましたがとても困っている様子だったため、母親自身もほっとルームに相談してみたらどうかと提案しました。母親を紹介したと連絡を受けた専門員は、母親からの相談を受けた時の対応をほっとルーム内で話し合いました。数日後、母親から電話が入り、母親担当の専門員（以下「母担専門員」といいます。）が対応しました。その中で「ここ数日、子ども相談室なのに親である自分が相談していいのかと迷っていて…」と母親は話しました。母担専門員は親からの相談についても大丈夫であることを伝え、面談日を設定しました。面談開始当初は子育ての不安や悩みが話されましたが、面談を重ねるごとにポジティブなエピソードが増えていきました。

一方、Dさんの面談では「お母さんが最近変わってきたかなって思って。私もお母さんに気持ちを伝えられるようになってきたし、何か言われることも少なくなってきていい感じ」と笑顔をこぼしながら話があり、Dさんにとって家が安心して過ごせる場所になってきていることが伺えました。そのため、面談の間隔を少しずつ長くしていきました。安心して過ごせる状況が変化しなかったため、Dさんと話し合い終結になりました。

※ 本相談事例は高校生からの相談を紹介しています。通学する高校は多岐にわたると思いますが、西東京市内在住の高校生が市外の高校(公立・私立)に在学している場合や市外の勤務先に勤めている場合も、ほっとルームに相談することができます。また、逆に市外在住で西東京市内の学校に在学している場合も相談できます。

【この事例を振り返って】

<子どもが困りごとを整理していく経過にじっくり寄り添う>

Dさんは当初はご家族のことについて話していましたが、専門員と話すうちに、学校についての悩みを打ち明けられるようになりました。Dさんにとっては家族についての悩みごと、学校での過ごしづらさも、どちらも心に重くのしかかっていたことと思いますが、どちらかと言えば家族のことの方が先に話しやすかったのであろうと思います。相談場面ではこのように主訴が変わっていくことがよくあり、相談初期に〈悩みの根源は他のことにあるのだろうな〉と思われることがあっても、ほっとルームでは子どもにじっくり寄り添いながら、子ども自身が語り出すまで待つ姿勢を大切にしています。専門員との信頼関係を作りながら、「この人なら話せるかな」と子どもが思えるまで、または、子ども自身が話しながら他の悩みの存在に気付くことを大切に、寄り添っていきます。

<子どもに選択肢を示し、子どもの選択を支える>

Dさんは「家では安心して過ごせない」と訴えることがありました。「家に帰りたくない」「家が怖い」と話すこともありました。その気持ちを〈そう話すのには勇気がいるよね〉〈大変だったね〉等と受け止めつつ、自宅での様子を整理しながら聞き、虐待のリスクについてアセスメントを進めました。〈もしおうちが怖くて帰れない時には、児童相談所が相談に乗ってくれるよ〉〈子どもには家で安心して過ごす権利があるんだよ〉〈児童相談所の人にお話しする時には専門員も一緒にいるから大丈夫〉〈一時保護中は学校には通えないけれど、児童相談所の人があなただの話の聞いたり、保護者に連絡をとったり、一時保護所の中で勉強したりして過ごすんだよ〉等、Dさんが「自宅に帰らない」という選択をした際のイメージを持てるように説明を行いました。Dさんはその話を聞きながら、「自分でもネットで一時保護とか児童相談所のことを調べたことがある」と言っていたのですが、専門員から話を聞いたことで、具体的なイメージが持てるようになった様子でした。Dさんは結果的に「自宅に帰らない」という選択をすることはありませんでしたが、「どうしても帰れないと思った時には、また相談します」という声には力を感じました。ほっとルームにとって、子どもの最善の利益と意見表明権を大切にしながら、相談活動を行っていく重要性を再認識した機会となりました。

<代弁機能の活用>

Dさんは学校に関する悩みを担当の先生に相談していましたが、「状況は変わらなかった」と感じていました。ほっとルームから学校に連絡してみようかと提案すると、最初はおおごとになるのを心配して「しなくていい」という返事でしたが、その後の相談の中で「学校に話に行ってほしい」と自分から言い出すことができました。

ほっとルームでは、外部機関と連携や調整を行う際には、擁護委員が対応することを原則としています。学校には擁護委員と共にDさんの話を聞いてきた専門員が出向き、Dさ

んの代弁者として学校に来たことを伝えて、今後の対応について話し合いを行いました。Dさんがこの場に同席することも可能でしたが、Dさんは同席を希望しませんでした。この面談に向けて、専門員とDさんは学校に伝える内容を整理しました。Dさんにとっては、自分自身の困りごとを整理する大事な機会になったと同時に、自分のいないところで自分について何が語られるかという不安も軽減できた様子でした。学校が誠実に対応してくれたことで、Dさんは学校で過ごしやすくなり、体調不良も軽減されていきました。Dさんは「相談してよかった」「勇気を出して、学校に行くとお願いしてよかった」と思ってくれた様子でした。

<子ども担当と親担当のすみわけ>

その後、学校からの勧めで、Dさんの母親からもほっとルームに相談が入るようになりました。ほっとルームでは原則として、子ども担当と親担当の専門員は分けて対応します。子どもには保護者には別の担当者がつくことを伝え、子どもの相談内容のどの部分を保護者に伝えるかは、子どもときちんと相談し、専門員はその約束を守ることを説明します。また、同じことを保護者にも伝え、子どもからの相談内容の全てを保護者に伝えることはできないこと、伝える内容は子どもからの許可を得た範囲であることを説明します。親子それぞれが安心して相談できる相談室にするために、大切なルールだと考えています。Dさんの場合もこのように対応しました。担当専門員同士は相談室内で連携や情報共有を行いつつ、きめ細やかに対応するよう努めました。

<子どもにとって「相談してよかった」と思える機会になるように>

子どもが人生の中で様々な困難や悩みに直面した時、誰かに相談できる力を備えることはとても大切なことだと考えます。子ども時代にほっとルームに相談したことがよい体験になり、その子の人生を支えていってくれることを願って対応しています。

3 調査活動の状況

当年度は申立てに基づく調査活動はありませんでした。一方で、令和元（2019）年に申し立てられた1件については、引き続き活動を行いました。

この申立ては子ども110番ピーポくんの家（以下「ピーポくんの家」といいます。）に関わる調査であり、令和2（2020）年は各定例会やグループ会議への参加を通して、情報収集を行いました。本来であれば、ピーポくんの家について子どもたちから意見を聞く予定でしたが、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言等の影響により中断してしまいました。状況が落ち着き次第調査を再開したいと考えています。

第3 広報・啓発活動の状況

1 子どもへの広報・啓発

1-1 CPTによる出張授業

1-1-1 谷戸第二小学校6年生いじめ予防授業

1-1-2 保谷中学校（のびる学級）いじめ予防授業

1-1-3 明保中学校3年生人権教育授業

1-2 東京経済大学ゼミ生とのコラボ事業

1-2-1 子ども条例副読本指導書

1-2-2 ほっとルーム通信 子ども条例特集号

2 おとなへの広報・啓発

2-1 明保中学校校内研修会

2-2 活動報告会

2-3 西東京市民生委員児童委員協議会児童福祉部会研修

2-4 保谷駅前公民館人権講座

2-5 ホームスタートボランティア研修

2-6 まちづくり円卓会議

3 広報・啓発グッズ

第3 広報・啓発活動の状況

以下では、令和2（2020）年度に行った活動を紹介します。

1 子どもへの広報・啓発

1-1 CPTによる出張授業

1-1-1 谷戸第二小学校6年生いじめ予防授業

9月に野村CPTが、西東京市立谷戸第二小学校6年生を対象に副読本「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」を使ったいじめ予防授業を行いました。授業概要は以下のとおりです。

① いじめは子どもの権利侵害である

子ども条例は、子どもの権利を守ることを約束しています。子どもの権利は、子どもたち全員が当たり前持っているもので、子どもたちが「安心」で、「自信」をもって、「いきいき」してられるためにはなくてはならない大切なもののことです。野村CPTは、「いじめ」が「安心」「自信」「いきいき」を小さくしぼませてしまうと話しました。

② 嫌な気持ちになる（傷つく）理由は人それぞれ

どんなことで嫌な気持ちになるのか（傷つくのか）は人によって違います。「悪いことしてない」「たいしたことしてない」「ふざけてただけ」「あいつが（も）悪い」と思うことが相手を傷つけているかもしれません。野村CPTが子どもたちに、「いじめのことを考えるときに大切なことはなんだろう？」と聞くと「嫌な思いをした人の気持ちになって考える！」という声が返ってきました。

③ まわりからは見えない心のコップ

いじめられた時の気持ちを、コップにたまる水滴にたとえて話しました。コップの大きさは人それぞれで、どのくらい水がたまっているかは外からは分かりません。傷ついたとき、一滴の嫌な気持ちが心のコップにたまります。最初はほんの一滴でも、どんどんたまって最後にはあふれてしまいます。最後の一滴が心のコップからあふれてしまう時、悲しくて・苦しくて涙があふれて止まらなくなってしまいます。

野村CPTが「最初一滴と、コップをあふれさせた最後の一滴は、何が違うだろう？」と尋ねました。

④ 今、つらい思いをしているあなたへ

西東京市には、子どもの意見を聴いて、子どもを守ってくれるおとなたちがいます。「ほっとルーム」もその一つです。ほっとルームでは、どんなことでも名前も言わずに相談でき、秘密も守られます。そして、相談してくれた人が一番いいと思える方法を一緒に考えます。



1-1-2 保谷中学校（のびる学級）いじめ予防授業

10月に谷川CPTが、西東京市立保谷中学校のびる学級の各クラスを対象にいじめ予防授業を行いました。授業の課題は「安心して学校生活を送るために」であり、「いじめられると学校に行けなくなる」という直接的な表現ではなく、「いじめられた時にどんな気持ちになるかな」などのように、表現の仕方に工夫をして自由に発言できるように配慮しました。

① 子どもの権利について

「権利」を知っているか、聞いたことがあるか、と問いかけることから始まり、「聞いたことがある」という生徒は数人いました。その後、「子どもの権利条約」の4つの原則である「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」について説明し、子ども条例はみんなが住むまちでできた、一番身近な「子どもの権利を守る」法律だと伝えました。



② いじめ予防について

「クラス対抗リレー」を題材に、「これはいじめですか？」と質問して、「いじめだ」「いじめじゃない」「わからない」の3択で答えてもらいました。「いじめじゃない」を選んだ人はいませんでしたが、「わからない」は数人いました。その後、「太郎くんは傷ついていますか？」と聞くと、全員「傷ついている」に手を挙げました。「なぜ、傷ついていると思いますか？」と聞いてみると、数人の生徒は「責められているから傷ついている」と答えていました。生徒の意見を聞き取りながら、「太郎くんが嫌な気持ちになっている」ということが『いじめ』になっているかもしれないこと、「相手がどんな気持ちになるか、を考えることが大切」と伝えました。

次に、「ドラえもん」の登場人物であるのび太くんやジャイアン、スネ夫、しずかちゃんの普段の生活の一場面を取り上げて、「いじめをなくすこと」「傷ついていること」について、さらに具体的に考えました。のび太くんの心のコップは、嫌な気持ちや悲しい気持ちであふれてしまいます。直接いじめをしていなくても、それを止めずに近くで見たり、はやし立てたりする行為も「いじめになる」ということについて、それぞれが考えてワークシートを作成しました。

③ 授業の振り返り

「いじめは面白がっているとなくならない」「いじめをなくす方法を改めて考える。一人で悩まない」「最初は『わかからない』に手を挙げたけど、太郎くんを嫌な気持ちに追い込ませているから、これは『いじめだ』という意見に変えた」などの感想が寄せられました。



1-1-3 明保中学校3年生人権教育授業

12月に西東京市立明保中学校3年生の先生方とのコラボレーションで、多数決をテーマにした授業を行いました。



架空の事例を題材にして、「一度は多数決で決まったクラスレクリエーションをもう一度多数決で決めなおす。」という事例を題材にして、「多数決」についてロールプレイを通じて考えていきました。

生徒の皆さんからは、「(最初の多数決は)他の意見が言える雰囲気じゃなかった」「違う意見があっても、(自分の意見が)わがままっぽくて言えなかった」「(最初の多数決の時には自分の意見を言い出せる雰囲気がなかったけれど)あとで周りの人の意見を聞いてみたら(自分と)同じように感じた人がいたと分かって安心した。多数決を取る前にはほかの人がどんな意見かを知るための時間を取った方がいい」「意見を出せない雰囲気のまま多数決で決まっても、みんなでレクを楽しめないと思う」「みんなが本当にやりたいなら、もう一度多数決をとっても同じ結果になるはず(だからもう一度話し合って決めたい)」など、いろいろな意見が出てきました。みんなの意見が反映されて、結果に納得できる多数決になるためには、その前提として、一人ひとりが意見を言いやすい、話し合いやすい雰囲気がなければなりません。授業では、先生と生徒たちがお互いの発言に耳を傾け、いろいろな気付けが広がっていく様子が印象的でした。

これまで、いじめ予防授業ではCPTが授業の中心でしたが、この人権教育授業ではCPTは担任の先生方のサポートとして参加しました。クラスによって個性ある授業となり、今までとは違った形で関わることができました。このような機会を下さった3年生の皆さんと先生方に御礼申し上げます。



1-2 東京経済大学ゼミ生とのコラボ事業

1-2-1 子ども条例副読本指導書

子ども条例副読本は、小学6年生が授業で子ども条例を学ぶために、令和元（2019）年度に作成されました。そして、どの小学校でもこの副読本を活用した授業を実施していただくため、令和2（2020）年度には、教職員が使用する副読本指導書（以下「指導書」といいます。）の作成に取り組みました。指導書は「資料編」である第1部と「学習の流れ」をメインとした第2部の構成となっています。指導書の第2部には、発問や事例、学習プリントを載せることにより、各小学校で子ども条例副読本の授業内容について差異が出ないように工夫しています。

そして、この指導書の作成には東京経済大学野村ゼミの皆さんが携わってくださいました。学生は、副読本の单元ごとに班で分かれて指導書の原案を作成し、子ども相談係や教育委員会に対してプレゼンテーションを実施しました。学生が作成した指導書案による模擬授業を指導主事が行い、他の教科の指導書等も参考にしたうえで、学習指導要領に基づく文言や学習指導案に寄せたレイアウトを使用するなど、授業をする教職員にとって活用しやすいように細部にわたって修正を重ねました。

子ども条例副読本指導書は、仕上げた後、令和3（2021）年度中に市内全小学校に配布し、副読本と合わせて活用していただきます。

子ども条例副読本指導書作成経緯

年	月	活動
令和2 (2020)年	4月	子育て支援課、教育委員会で子ども条例副読本指導書について打合せ
	5月	東京経済大学野村ゼミに指導書作成の見本となる資料（他の教科の指導書等）の提供
	6月	子ども相談係及び教育委員会が野村ゼミリモート授業に参加
	10月	子ども相談係、教育委員会で東京経済大学を訪問。野村ゼミの授業に参加。学生からのプレゼンテーション等の実施
令和3 (2021)年	1月	子ども相談係、教育委員会で東京経済大学を訪問。野村ゼミの授業に参加。指導主事の模擬授業等の実施

1-2-2 ほっとルーム通信 子ども条例特集号

ほっとルーム通信 子ども条例特集号（以下「特集号」といいます。）は、子ども条例を小学生にもわかりやすい内容とすることを目標として作成しました。そして、特に子どもに伝えたいことをテーマに、東京経済大学野村ゼミの皆さんが作成に携わってくださいました。暖かいイメージのオレンジをベース色とし、西東京市のマスコットキャラクター「いこいな」もできるだけ大きく掲載し、わかりやすい言葉を使って読みやすいように工夫しました。

学生は、5班に分かれてそれぞれ特集号の原案を作成し、学生、野村CPT、子ども相談係に対してプレゼンテーションをしました。その中から投票で選ばれた班の原案を基に、特集号を作成しました。

仕上げに向けて、子ども相談係の職員が特集号を学生に説明する際には、新聞記者や東京経済大学の学生記者も取材に来ました。

特集号は、市内の小中学校等関係機関に配布し、特集号を読んだことをきっかけとした子どもからの相談もありました。今後もより多くの子どもたちに、子ども条例を理解してもらえるように周知啓発を行っていきます。

子ども条例特集号作成経緯

年	月	活動
令和 2 (2020) 年	10 月	野村ゼミが授業・社会法学入門で視察した神奈川県川崎市子ども夢パークに子ども相談係も同行。野村CPTより子ども条例特集号について学生に説明
	11 月	野村ゼミの学生が子ども相談室を訪問。子ども相談係より子ども条例を説明し、子ども条例特集号の作成について、野村ゼミに依頼
	12 月	学生が5班に分かれて、子ども条例特集号の原案を作成。各班の作成した原案について、学生によるプレゼンテーションを実施。学生、野村CPT、子ども相談係の投票による原案の決定
令和 3 (2021) 年	1 月	子ども相談係が野村ゼミを訪問。子ども条例特集号完成案を学生に説明。子ども条例特集号完成
	3 月	市内小中学校等関係機関に子ども条例特集号を配布



野村CPTと学生

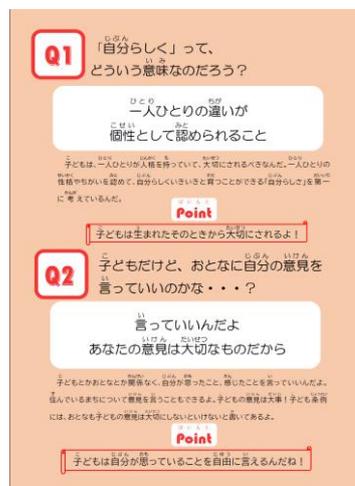


ゼミ生が考案した原案5つ
(上写真)



完成した特集号 (右写真)

上段が1頁 (左)、4頁 (右)
下段が見開きで2・3頁

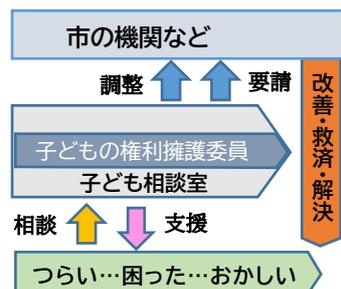


2 おとなへの広報・啓発

2-1 明保中学校校内研修会

西東京市立明保中学校は、研究奨励校として「子どもと最も多く関わる機関である学校が具体的にできる取組を検討・実践すること」を本年度の研究課題としていました。7月には野村CPTが講師となり子ども条例について研修を行いました。また、条例の趣旨を生かした教育を推進する取組として、先生方とCPTとで検討を重ね、3年生の各クラスで研究授業も実施されました。(1-1-3 参照)

研修では、いじめに対応する中で、大人の「解決イメージ」がいつの間にか子どもの「解決イメージ」とずれてしまうことがあることについて、架空の事例を通して理解を深めました。また、子ども条例には、子どもの支援だけでなく、学校を含めた子どもに関わる人たちの支援をも定められていることを紹介しました。子どもの権利は子どもの支援に関わる学校の先生に対する支援もあってはじめて保障される、ということへの理解を深めました。



2-2 活動報告会

ほっとルーム開室1周年の8月1日に活動報告会を実施しました。報告会の様子はYouTubeで見ることができます。また「令和元(2019)年度活動報告」もダウンロードできます。右のQRコードをご利用ください。



2-3 西東京市民生委員児童委員協議会児童福祉部会研修

10月に谷川CPTが上記の研修で講演しました。

① 「西東京市子ども条例」について

子ども条例は、前文及び全6章で構成されています。前文の「わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていきます。」の一文と最後の文章が、この条例のとても意義深いところとして挙げました。

② 「CPT」と「ほっとルーム」について

令和元(2019)年8月1日の開室に向けたCPTと専門員の普及啓発活動の中で、愛称が決定した経緯を紹介しました。ほっとルームは子どもに関する相談であれば誰からでも、どんなことでも受け付けていること、子どもを支援する人を支援していること、第三者機関という位置付けであり、CPTは市などに対して意見を述べるができる、という特徴を解説し、民生委員児童委員協議会の方々のご理解とご協力を仰ぎました。委員の方々からは、現に活動している中での課題について質問もあがり、子どもたちを支援していく上で、連携の重要性を共有できました。



2-4 保谷駅前公民館人権講座

11月に野村CPTが「西東京市子ども条例を活かすまちづくりを進めるために」という題目で講演しました。

① 子どもの権利条約・子どもの権利

子どもの権利条約ができた成り立ちから日本がこれに批准するまでの流れと、そもそも子どもの権利とはどのようなものか、という内容でした。その中で、日本ユニセフ協会が作成した「子どもの権利条約カードブック」を使って、40個の条文を生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利の4つの原則に分けるワークを行いました。

② 子ども条例を活かす（最善の利益とは）

ある架空の事例を用いながら、子どもの権利を保障するとはどういうことかの理解を深めました。この中で、おとなは「子どものために」と思って行動するものの、子ども自身が思っている「解決イメージ」とズレてしまうことがあるということに触れました。そして、このようなズレを生じにくくするためには、子どもの意見や考えを聞いていくことが大切だと伝えました。

2-5 ホームスタートボランティア研修

「ホームスタート・西東京」は、平成25(2013)年12月に設立されました。産前または6歳までのお子さんのいるご家庭に、研修を受けた先輩ママが週1回2時間程度訪問し、傾聴と協働する家庭訪問型子育て支援事業です。2月、谷川CPTが、ホームビジターの方々に向けて講演をしました。この講演では、子どもの権利条約が採択されるまでの歴史と条例が施行された経緯、子ども条例の説明、CPTとほっとルームの職務や特徴について扱いました。ビジターの方々からの感想では、ほっとルームの支援内容の理解につながった、機動力としては子ども家庭支援センターの方が高いが、ほっとルームが土曜日も開設している点では、連携しながら支援できると思った、子育て支援者を後押ししてくれる条例となっているので心強いと感じた、などがありました。

2-6 まちづくり円卓会議

3月に開催された市民協働推進センターゆめこらぼ主催のまちづくり円卓会議「～みんな いろいろ～LGBTQから話し合おう～」に谷川CPTが会議メンバーとして参加しました。会議の中では、多様性が尊重される社会はどういうものなのか、そのために自分にできること・したいことは何か話が合いました。谷川CPTは、『自分は社会に想定されている』と皆が感じられる社会を実現するために、「多様性の全てを想定することはできないことを理解・承知したうえで、何より自分自身が目の前の人のことをわかりたいと本気で思い、努力していきたい」と宣言しました。



3 広報・啓発グッズ

機関紙

機関紙は子ども条例特集号を含めて3回発行しました（裏表紙の裏面にQRコードを記載してあります）。これらは市内の特別支援学校と小・中・高等学校に在籍する児童・生徒、関係機関等に配布しました。

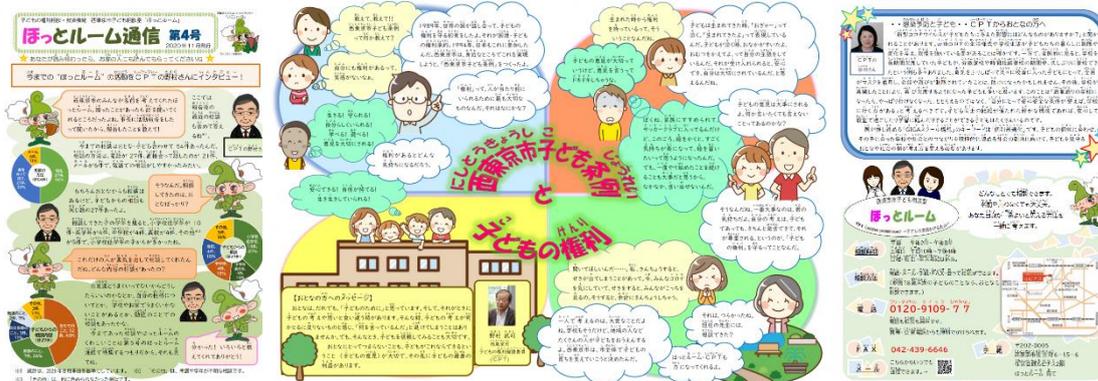
第3号（5月）は、架空事例の4コママンガも交えていじめとは何かをメインテーマにしました。他にも、新型コロナウイルス感染症とストレスの関係やSNSの使い方に関するコラムを内容としました。

第4号（11月）は、子ども条例の紹介をメインテーマにしました。その他には、今までの相談の統計と新型コロナウイルス感染症に関係したコラムを内容としました。

子ども条例特集号（3月）は、三つの問いから子ども条例を知ってもらうことを内容としました。この特集号については、東京経済大学の学生に協力を依頼したものであり、上記1-2-2でも紹介しています。



ほっとルーム通信 第3号（5月発行）



ほっとルーム通信 第4号(11月発行)

啓発品

ほっとルームを周知するために、ポスターと三つ折りリーフレットがあります。



ポスター



三つ折りリーフレット

クリアファイル、相談PRカード、ポケットティッシュ、定規、絆創膏、消しゴム、付箋もあります。



クリアファイル



相談PRカード
(表と裏)



ポケットティッシュ



定規



絆創膏



消しゴム



付箋

子ども条例を周知するための、ボールペン、メモ帳があります。



ボールペン



メモ帳には子ども条例の前文(部分)を載せました。

のぼり旗・腕章・ワッパンを制作して催しに合わせて使用しています。また、ほっとルーム入口には看板を掲示しています。



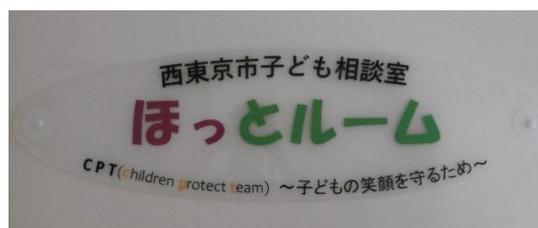
のぼり旗



腕章



ワッパン



相談室の看板

副読本・広報冊子

副読本と広報冊子は、「子ども条例を子どもにとって役立つものにしたい」「子ども自身に自分の権利について考えてほしい」と願う、多くの人たちが関わって作ったものです。

小学6年生向けの副読本「みんなで学ぼう西東京市子ども条例」の制作に主に携わったのは、東京経済大学現代法学部ゼミの学生です。制作に当たっては、教育委員会や子ども相談係、制作支援事業者がゼミに参加し、学生に副読本の位置付けや狙い、学習指導要領との関係等を説明しました。

学生は子ども条例の中から条文を選び、副読本に載せる項目について話し合いました。班ごと、チームごとに内容や載せる順番についてプレゼンテーションを行いました。夏休み中もゼミは行われ、副読本の記事が少しずつ集まっていきました。夏休みが終わっても、内容を見直したり、わかりやすい例を考えたりする活動が続き、令和元（2019）年12月に副読本が完成しました。

中学生をはじめ、市民向けの広報冊子『西東京市子ども条例を知ろう』は、副読本をもとに擁護委員の監修で作られました。



副読本制作に携わったゼミの学生



第4 その他の活動

- 1 講師派遣や関係機関との連携
- 2 視察・研修

第4 その他の活動

以下では、相談に関わる業務や広報・啓発活動以外の活動状況について紹介します。

1 講師派遣や関係機関との連携

○ 子ども相談係

・関係機関の会議—西東京市教育委員会定例校長会議、西東京市民生委員児童委員協議会、西東京市私立幼稚園連絡協議会、西東京市青少年育成会連絡会

・研修等講師

日付	内容
11/8	第2回子どもの声を聴く オンラインセミナー「子どもにやさしいまちのつくりかた～西東京市に学ぶ」
11/10	令和2（2020）年度 第8回東京都若手教員育成研修（1年次）
11/19	令和2（2020）年度 第2回「西東京市保育の質のガイドライン」研修会

2 視察・研修

○ 子ども相談係が受けた研修

川崎市子ども夢パークへの視察

○ CPTによる専門員に対する研修の実施

日付	担当委員	内容
4/17	野村委員	西東京市子ども条例を理解する
4/27	谷川委員	事例を通してほっとルームを理解する
4/28	井利委員	カウンセリング関係から学ぶほっとルーム
6/9	井利委員	子どもの成長と家族のかかわり方
9/4	野村委員	西東京市子ども条例について
9/6	井利委員	ほっとルームの相談業務の在り方—救済、提言に向けて—
9/12	谷川委員	事例を通してほっとルームを理解する
10/13	井利委員	ロールプレイング

○ その他専門員が受けた研修

① 事務局による研修

日付	担当	内容
4/3	係長	オリエンテーション（西東京市子ども条例について）
10/9	副参与	ワイワイプラン研修

② 他機関の研修への参加

日付	主催	内容
11/9	男女平等推進センター パリテ	モラハラ？発達障害？
11/14	草加市 子育て支援課	シアワセに包まれた家族を築こう
11/18	男女平等推進センター パリテ	I LADY. に生きる！
12/5	男女平等推進センター パリテ	「自己肯定感」を高める育て方
12/8	東京ウィメンズプラザ	(職務関係者研修) 教育現場における デートDV、配偶者暴力と子供
12月 中旬	子ども家庭支援センター	(虐待防止支援員養成講座) 児童虐待防止基礎講座：書面研修
12/9 -11	ファミリー・サポート・ センター	サポート会員養成講習
12/24	西東京市 障害福祉課	障害者差別解消法研修
1/20	西東京市 健康課	ゲートキーパー研修
1/29	東京ウィメンズプラザ	(相談員のための性暴力被害者支援研修) 性暴力被害者の適切な支援のために
2月 下旬	子ども家庭支援センター	(要保護児童対策地域協議会テーマ別研修) ヤングケアラーの現状と地域支援：書面研修

一年を振り返って

子どもの声を聴く

子どもの権利擁護委員（CPT） 井利 由利



「肝心なことは目には見えないということだ」と星の王子様に狐は言いました。目に見えないことはたくさんあります。聞こえない子どもの声もたくさんあります。なぜ、子どもがそのような行動をとるのか、なぜ、その話をしているのか？「心で見ないと物事はよく見えない」と狐は言いました。それなのに、大人はわかったつもりになって決めつけたり、勝手に進めたりします。子どもたちは、相談員にさえ気を使いながら、話をします。子どもを理解するように話を聴きましょうと話したときに「自分の子どもの気持ちを理解しようなんて今まで思ったことがありませんでした」と話されることが多くあります。問題を起こさないと、親は子どもの言えない、言わない気持ちを考えることがありません。星の王子様は「僕」にこう言いました。「まるで大人のような口のきき方だね」と。「僕」が「今は大変なことで忙しいんだ」と言った時です。ほっとルームで、相談に来られる保護者の方々が、そんな自分と向き合い、心で子どもを見ようとする姿を見てきました。すべての大人がそうなれる時間のゆとりがあるといいなあと、そしてその力に少しでもなりたいたいと日々思います。

相談するのも悪くないな

子どもの権利擁護委員（CPT） 谷川由起子



2020年に自殺した小中高校生は499人と過去最多になりました。その原因や動機として一番多いのは「進路に関する悩み」、次いで「学業不振」「親子関係の不和」だと発表されています。自ら命を絶った子どもたちが何を思っていたか、想像するしかありません。死ぬことしか、この悩みや苦しみから逃れる方法はないと思ったのかもかもしれません。

2020年は子どもだけでなく、自殺者数全体も11年ぶりに増加しました。特に女性と若年層の自殺が増加しています。新型コロナウイルス感染症の拡大も影響して、生きづらく、孤立しがちで、苦しい世の中なのだと思います。

私たちのような相談機関は、苦しい思いをしている子どもたちに何ができるでしょうか。自殺という方法を取らざるを得なかった子どもたちの近くに相談機関があったらどうだったのだろうかと考えます。

日頃から「どんな時でもどんなことでも相談できる」と伝え、相談してくれた時には「あなたの人生はあなたが主演」「傷ついていい人なんてひとりもない」と伝えて一緒に考えること、悩みが軽くなったり解消したりするかはわかりませんが、それでも子どもが「相談するのも悪くないな」と思える地道な相談を続けていきたいと思います。

参考資料

西東京市子ども条例

西東京市子ども条例施行規則

西東京市子ども条例

平成30年9月19日条例第28号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援（第5条—第7条）

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進（第8条—第14条）

第4章 子どもの相談・救済（第15条—第23条）

第5章 子ども施策の推進と検証（第24条—第26条）

第6章 雑則（第27条）

附則

わたしたちは、まち全体で子どもの育ちを支える、子どもにやさしい西東京をともにつくっていきます。

わたしたちは、子どもが失敗や間違いをしてもやり直し、成長できるまちにしていけます。

わたしたちは、子どもが家庭・園・学校・地域の一員、西東京の一員として位置づけられ、その役割が果たせるまちにしていけます。

わたしたちは、とりわけ困難な状況にある子どもや多様な背景をもつ子どもの尊厳や参加を大切にすまちなにしていけます。

子どもは、一人ひとりが人間として、その人格や権利が大切にされます。乳幼児は、特別な保護の対象であるとともに、その発達しつつある能力に応じて自分の権利を行使する資格をもっています。

子どもは、いじめ、虐待、貧困等の困難な状況について、まち全体で取り組まれ、

そのいのちが大切に守られます。

子どもは、一人ひとりの違いが認められ、自分らしく育つことができます。

子どもは、その最善の利益が第一義的に考慮されます。

子どもは、自分の意見を自由に表明することができ、自分にかかわることやまちづくり等に参加することができます。

おとなは、子どもに寄り添いながら、子どもが遊び、学び、その他の活動ができるよう、子どもの育ちを支えます。

おとなは、子どもが安心して自分の思いや考えを十分に伝えられるよう、子どもと向き合って意見を聴きます。

地域は、子どもの育ちを支えることで、子どもと市民のふれ合いをすすめ、子どもが安心して生きていくことができるよう支援していきます。

市は、子どもが生まれてからの切れ目のない支援をすすめます。

わたしたちは、世界の約束事である児童の権利に関する条約、そして、日本国憲法・児童福祉法等の趣旨を踏まえ、この条例を定めます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、今と未来を生きる全ての子どもが健やかに育つ環境を整えるため、その理念を共有し、制度を整え、西東京市（以下「市」といいます。）全体で子どもの育ちを支えていくことを目的とします。

（言葉の意味）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる言葉の意味は、当該各号に定めるところによります。

（1）子ども 市内に在住、在勤、在学

その他市内で活動する18歳未満の全ての者をいいます。ただし、これらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者を含みます。

(2) 保護者 親、里親その他親に代わり養育する者をいいます。

(3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学をする者又は市内で市民活動を行う団体をいいます。

(4) 育ち学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める学校その他の子どもが育ち、学び、活動するために利用する施設をいいます。

(市等の役割)

第3条 市は、全ての子どもがその命を大切にされ、健やかに育つことができるよう、子どもの意見を尊重し、その最善の利益を考慮して、子どもに関わる施策を総合的に実施しなければなりません。

2 保護者は、子育てについて、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「条約」といいます。）に規定する第一義的な責任を負うことを自覚し、必要に応じて市、育ち学ぶ施設の関係者等の支援を活用しながら、子どもが健やかに育つよう努めるものとします。

3 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが主体性を持ち、学び、成長するよう支援に努めるものとします。

4 市民は、地域の中で子どもが育つことを認識し、子どもの健やかな育ちのために協力するよう努めるものとします。

5 事業者は、事業活動を行う中で、子どもが健やかに育つことができ、保護者が子育てに取り組むことができる環境を作るため、配慮するよう努めるものとします。

(連携)

第4条 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、お互いに連携・協働して子どもの育ちを支援するものとします。

2 市は、国、東京都、他の地方公共団体等と協力して、子どもに関する施策を実施し、子どもの育ちを支援するものとします。

第2章 子どもの生活の場における支援と支援者への支援

(保護者と家庭への支援)

第5条 保護者は、家庭において安心して子育てができるよう、及び子どもの健やかな育ちのために市等から必要な支援を受けることができます。

2 市は、子どもが健やかに養育されるように、保護者が第3条第2項に規定する役割を認識し、安心して子育てに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければなりません。

3 育ち学ぶ施設の関係者及び市民は、保護者が家庭において安心して子育てができるよう、協力して、支援に努めなければなりません。

(育ち学ぶ施設とその職員への支援)

第6条 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの健やかな育ちに取り組むために必要な支援を受けることができます。

2 市並びに育ち学ぶ施設の設置者及び管理者は、育ち学ぶ施設の職員が子どもの健やかな育ちに取り組むことができるよう必要な支援に努めなければな

りません。

- 3 保護者及び市民は、育ち学ぶ施設の関係者が第3条第3項に規定する役割を果たすことができるよう対等な立場で協力するよう努めなければなりません。

(地域と市民への支援)

第7条 市民は、地域において子どもが健やかに育つよう必要な支援を受けることができます。

- 2 市、市民及び事業者は、第3条第1項、第4項及び第5項に規定する役割を認識し、地域において、子どもが安全に安心して過ごし、地域の一員として生活できる地域づくりに努めなければなりません。

- 3 市は、市民が行う子どもの健やかな育ちのための活動に対して必要な支援に努めなければなりません。

第3章 子ども施策と子どもにやさしいまちづくりの推進

(虐待の防止)

第8条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けることなく、健やかに育ち、安心して暮らせるよう努めるものとします。

- 2 市は、子どもに対する虐待の予防及び早期発見に取り組むものとします。

- 3 育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが虐待を受けないよう配慮するとともに、虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは、直ちに市その他関係機関に通報しなければなりません。

- 4 市は、虐待を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

(いじめその他の権利侵害への対応)

第9条 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもがいじめその他の権利侵害を受けることなく、安心して生活し学ぶことができるよう努めるものとします。

- 2 市は、子どもに対するいじめその他の権利侵害の予防及び早期発見に取り組むものとします。

- 3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害を受けた子どもを迅速かつ適切に救済するために、関係機関と協力して、必要な支援を行うものとします。

- 4 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、いじめその他の権利侵害に関わった子ども等が再びいじめその他の権利侵害に関わらないよう取り組むものとします。

(子どもの貧困の防止)

第10条 市は、育ち学ぶ施設の関係者、市民、事業者等と連携・協働して、子どもが安心して過ごし、学び、健やかに育つために、子どもの貧困問題に総合的に取り組むよう努めなければなりません。

(健康と環境)

第11条 市は、子どもの心身の健康の維持及び増進を図るよう努めなければなりません。

- 2 市は、子どもが安全で良好な環境のもとで生きていくことができるよう努めなければなりません。

(子どもの居場所)

第12条 市は、子どもが安心して過ごし、遊び、学び、及び活動するために必要な居場所作りの推進に努めなければなりません。

2 市、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの居場所作りについて、子どもが考え及び意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。

(子どもの意見表明や参加)

第13条 市は、子どもが育ち学ぶ施設や社会の一員として自らの考えや意見を表明し、参加する機会及び制度を設けるよう努めなければなりません。

2 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもの意見表明及び参加を促進するために、子どもの考え及び意見を尊重し、主体的な活動を支援するよう努めるものとします。

3 市及び育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの意見表明及び参加を促進するため、子どもが、その意義及び方法について学び、情報を得ることができるよう努めるものとします。

(子どもの権利の普及)

第14条 市は、この条例及び条約に規定する子どもの権利について、子どもその他の市民が学び、理解し、子ども自身が身に付けることができるよう普及に努めなければなりません。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが権利を学び、理解し、身に付け、さらに自己及び他者の権利を尊重し合うことができるよう必要な支援に努めるものとします。

3 市は、保護者、育ち学ぶ施設の関係者その他の子どもの育ちに関わる者が子どもの権利について学び、理解することができるよう必要な支援に努めなければなりません。

第4章 子どもの相談・救済
(子どもの権利擁護委員の設置)

第15条 子どもの権利の侵害について、速やかに救済することを目的として、市長の附属機関として、西東京市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設置します。

(定数と委嘱の基準)

第16条 擁護委員の定数は、3人以内とします。

2 擁護委員は、人格が優れ、子どもの権利について見識を有する者の中から市長が委嘱します。

(任期)

第17条 擁護委員の任期は3年とし、再任を妨げません。ただし、特別の事情があるときは、その任期中であっても解職することができます。

(相談・調査に関する専門員の設置)

第18条 市長は、擁護委員の職務を補佐するため、相談・調査に関する専門員を置きます。

(擁護委員の職務)

第19条 擁護委員は、相談又は申立てにより、次に掲げる職務を行います。

(1) 子どもの権利の侵害についての相談に応じ、必要な助言及び支援をすること。

(2) 子どもの権利の侵害についての調査をすること。

(3) 子どもの権利の侵害を救済するための調整及び要請をすること。

(4) 子どもの権利の侵害を防ぐための意見を述べること。

(5) 子どもの権利の侵害を救済するための要請、子どもの権利の侵害を防ぐための意見等の内容を公表すること。

(6) 子どもの権利擁護についての必要な理解を広め、連携を推進すること。

と。

- 2 擁護委員及び相談・調査に関する専門員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはなりません。その職を退いた後も同様とします。

(要請や意見表明の尊重)

第20条 市は、擁護委員からの要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるものとします。

- 2 市以外の者は、要請及び意見表明を受けた場合は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めるものとします。

(擁護委員の独立性の確保と活動への協力)

第21条 市は、擁護委員の独立性を尊重しなければなりません。

- 2 保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、擁護委員の職務に協力するよう努めるものとします。
- 3 市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者は、子どもが擁護委員への相談等を活用しやすい環境を整えるよう努めるものとします。

(見守り等の支援)

第22条 擁護委員は、子どもの権利の侵害を救済するための要請等を行った後も、必要に応じて関係機関等と協力しながら、子どもの見守り等の支援を行うことができます。

(活動の報告と公表)

第23条 擁護委員は、毎年度、その活動の内容を市長に報告します。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、その内容を公表します。

第5章 子ども施策の推進と検証
(推進計画)

第24条 市は、条例に基づいて子どもに関わる施策を進めていくための基本と

なる計画(以下「推進計画」といいます。)を策定します。この場合において、既存の計画であって、推進計画となりえるものがある場合は、これを推進計画に位置付けることができます。

- 2 市は、推進計画を策定する場合には、子どもその他の市民の意見を反映させるよう努めなければなりません。

- 3 市は、推進計画を策定した場合には、速やかにこれを公表し、普及に努めなければなりません。

(推進体制)

第25条 市は、子どもに関わる施策を推進していくため、子ども施策推進本部を設置します。

- 2 子ども施策推進本部は、子どもに関わる施策について対応すべき事項の方向性を決定し、及び調整を図ります。

- 3 市は、特に市民と連携・協働して、子どもに関わる施策を効果的に推進するものとします。

(検証)

第26条 市は、子どもに関する施策を着実に進めていくため、推進計画の実施状況について検証する制度を作り、検証するものとします。この場合において、必要に応じて子どもその他の市民から意見を求めるものとします。

- 2 市は、前項の検証の結果について報告を受けたときは、その内容を尊重し、必要な措置をとるものとします。

第6章 雑則

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年10月1日から

施行します。ただし、第4章の規定は、規則で定める日から施行します。(平成31年1月規則第2号で、同31年4月1日から施行)

(準備行為)

- 2 市は、前項ただし書の規則で定める日前においても、擁護委員等の設置に係る事務に関し必要な準備行為を行うことができます。



西東京市子ども条例施行規則

平成30年9月20日規則第28号

改正

平成31年3月29日規則第25号

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 西東京市子どもの権利擁護委員（第4条—第15条）
- 第3章 西東京市子ども相談室（第16条・第17条）
- 第4章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、西東京市子ども条例（平成30年西東京市条例第28号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（条例が適用される子どもの範囲）

第3条 条例第2条第1号ただし書に規定するこれらの者と同等にこの条例が適用されることがふさわしいと認められる者とは、18歳又は19歳の者であつて、次に掲げる者とする。

- （1） 18歳未満の者が通学することができる学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校の高等課程又は各種学校（以下「学校等」という。）に通学する市内在住の者
- （2） 市内の学校等に通学する市外在住の者
- （3） 市外の学校等に通学し、かつ、

市内に存する児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童厚生施設を利用する者

（4） 市内に存する児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設（児童厚生施設を除く。）に入所している者

（5） 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第2章 西東京市子どもの権利擁護委員

（兼職の禁止）

第4条 条例第15条に規定する西東京市子どもの権利擁護委員（以下「擁護委員」という。）は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 擁護委員は、前項に定めるもののほか、擁護委員の仕事の公平な遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

（相談及び救済の申立て）

第5条 何人も、擁護委員に対し、市内に在住、在勤、在学その他市内で活動する子どもの権利侵害について、文書又は口頭により相談又は救済の申立て（以下「申立て」という。）をすることができる。

2 申立ての受付は、擁護委員又は条例第18条に規定する相談・調査に関する専門員（以下「相談・調査専門員」という。）が行うものとする。

（申立書等）

第6条 申立ては、擁護委員又は相談・調査専門員に申立書（様式第1号）を提出することにより行うものとする。ただし、擁護委員又は相談・調査専門員がや

むを得ないと認める場合は、口頭により行うことができるものとする。

2 前項ただし書の場合において、擁護委員又は相談・調査専門員は、当該申立ての内容を口頭申立記録書（様式第2号）に記録するものとする。

（調査等）

第7条 擁護委員は、申立てがあった場合は、当該申立てについて条例第19条第1項第2号に規定する調査をするものとする。ただし、当該申立てが次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 申立ての内容に虚偽がある場合
- (2) 具体的な権利の侵害が含まれない場合
- (3) 擁護委員及び相談・調査専門員の行為に係るものである場合
- (4) その他調査をすることが必要でない又は適当でないと擁護委員が認める場合

2 擁護委員は、前項ただし書の規定により調査をしない場合は、調査対象外通知書（様式第3号）により、申立てをした者（以下「申立者」という。）に理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の同意）

第8条 擁護委員は、前条第1項の調査をする場合において、当該調査が権利を侵害された子ども又はその保護者からの申立てによる調査でないときは、同意書（様式第4号）により、当該権利を侵害された子ども又はその保護者から調査に係る同意を得なければならない。ただし、当該子どもの生命又は身体の保護を図るために必要がある場合であって、当該子どもの置かれている状

況等から、同意を得ることが困難であると認めるときは、同意を得ずに調査をすることができる。

（調査の実施）

第9条 擁護委員は、必要と認めるときは、市、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、市民及び事業者等（以下これらを「関係機関等」という。）に調査実施通知書（様式第5号）により通知した上で、その施設に立ち入って調査をし、又は当該関係機関等に説明若しくは文書の提出を求めることができるものとする。ただし、市及び市立の育ち学ぶ施設以外の関係機関等の施設に立ち入って調査をする場合は、当該関係機関等の同意を得なければならない。

（調査の中止等）

第10条 擁護委員は、調査の開始後に、第7条第1項各号のいずれかに該当することとなったときその他調査の必要がないと認めるときは、調査を中止することができるものとする。

2 前項の場合において、申立者、第8条の規定による同意をした子ども若しくはその保護者（以下これらを「同意者」という。）又は前条の規定による立入調査の対象となった関係機関等（以下「立入調査対象関係機関等」という。）があるときは、調査中止通知書（様式第6号）により理由を付してその旨を通知するものとする。

（調査の終了）

第11条 擁護委員は、調査が終了した場合において、申立者、同意者又は立入調査対象関係機関等があるときは、調査結果通知書（様式第7号）によりその結果を通知するものとする。

(調整)

第12条 擁護委員は、調査の結果必要があると認めるときは、子どもと関係機関等との仲介をする等、条例第19条第1項第3号に規定する調整をするものとする。

(要請及び意見)

第13条 擁護委員は、条例第19条第1項第3号に規定する要請をし、又は同項第4号に規定する意見を述べる場合は、市長にその内容を通知した上で、要請・意見表明通知書(様式第8号)により行うものとする。

2 前項の場合において、申立者又は同意者があるときは、その内容を通知するものとする。

(身分証明書)

第14条 擁護委員及び相談・調査専門員は、調査又は調整をするときは、身分証明書(様式第9号)を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

(西東京市子どもの権利擁護委員の会議)

第15条 擁護委員の職務執行の一般方針その他の必要な事項を決定するため、擁護委員全員で構成する西東京市子どもの権利擁護委員の会議(以下「擁護委員会議」という。)を設置するものとする。

2 擁護委員会議に代表擁護委員を置き、擁護委員の互選によりこれを定めるものとする。

3 擁護委員会議は、代表擁護委員が招集するものとする。

4 擁護委員会議は、代表擁護委員が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、擁護委員会議の運営に関し必要な事項は、代表擁護委員が別に定めるものとする。

第3章 西東京市子ども相談室

(西東京市子ども相談室の設置等)

第16条 子どもの権利の擁護に必要な支援を行うため、西東京市子ども相談室(以下「相談室」という。)を設置する。(相談室の利用日、利用時間等)

第17条 相談室の利用日及び利用時間は、次の表のとおりとする。

利用日	利用時間
月曜日から金曜日まで	午後2時から午後8時まで
土曜日	午前10時から午後4時まで

2 相談室の休室日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、利用時間外に執務室を利用することができるものとする。

第4章 雑則

(委任)

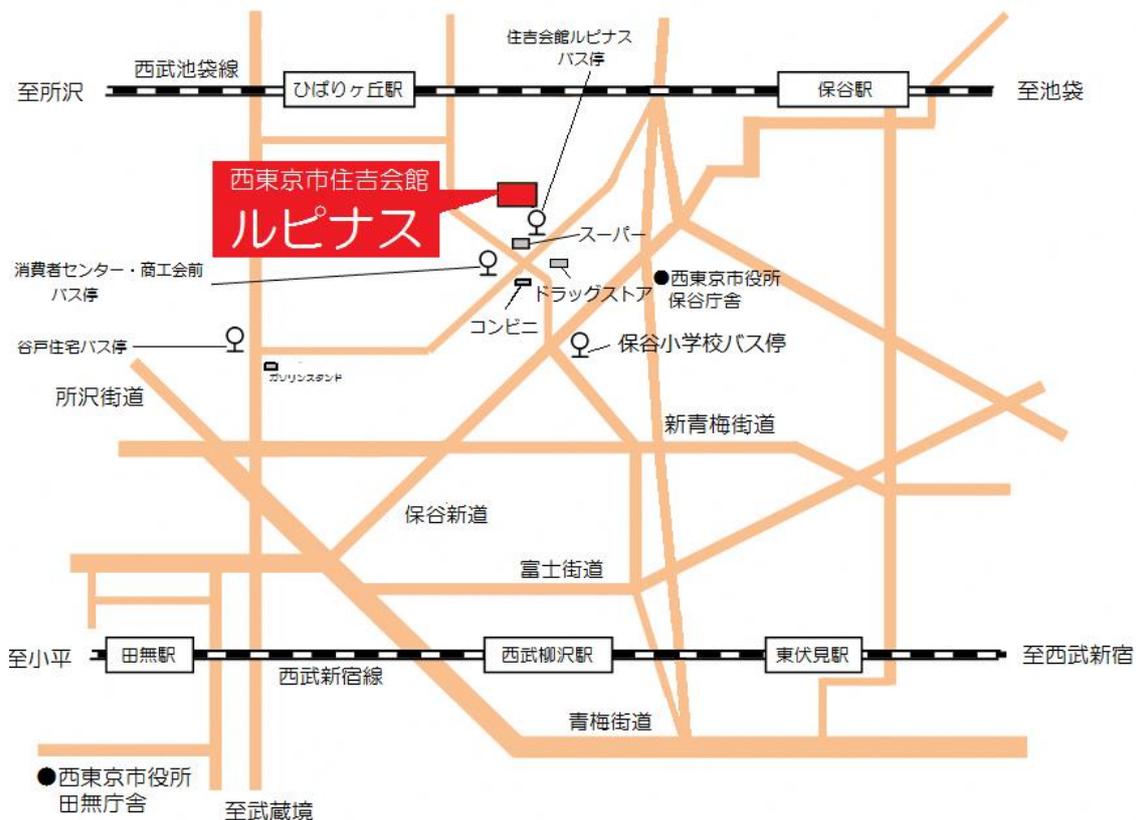
第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第25号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。



〒202-0005 西東京市住吉町6丁目15番6号

西東京市住吉会館ルピナス2階

西東京市子ども相談室 ほっとルーム

フリーダイヤル クイック なやみなし
相談専用電話 0120-9109-77

メールアドレス kodomosoudan@city.nishitokyo.lg.jp

西東京市ホームページ <http://www.city.nishitokyo.lg.jp>



西東京市子ども条例



機関紙



メール相談受付フォーム



西東京市子どもの権利擁護委員

令和2（2020）年度活動報告

令和3（2021）年7月 発行

編集・発行／西東京市子ども相談室 ほっとルーム

